

特 255

76 軍事調查會編纂

模範店員讀本

定價三十錢



始





特



商事調查會編

模範

店

員

讀

本

尚文書院藏版





目次

商業の概念.....一  
買業.....三  
第一課 商人及商業使用人.....四  
第二課 資本及商品.....九  
小賣業及卸賣業.....一〇  
小賣業.....一一  
第一課 元入.....一二  
第二課 仕入先.....一三  
第三課 注文.....一四  
第四課 商品.....一八  
第五課 商品の値段.....一九  
第六課 開店.....二〇  
第七課 商品の包装、陳列、店頭裝飾.....二四  
第八課 代金支拂.....二六



第九課 小賣業の形式……………三

卸 賣 業……………三

第一課 商號、屋號、商標……………三

第二課 仕 入……………三

第三課 商品引取……………四〇

第四課 商品保管……………四一

第五課 商品發送……………四二

第六課 運送保險、海上保險……………四四

仲介業及代理業……………四五

第一課 問屋、運送問屋、仲立人……………四五

第二課 代 理 業……………四七

銀 行 業……………四八

第一課 普通銀行……………四九

第一節 預 金……………四九

第二節 貸 付……………五〇

第三節 割 引……………五一

第四節 爲 替……………五三

第五節 附隨業務及手形交換……………五五

第六節 銀行の効用……………五七

第二課 特種銀行……………五九

第三課 質屋、無盡、頼母子……………六〇

信 託 業……………六三

鐵 道 業……………六六

海 運 業……………六七

保 險 業……………七〇

倉 庫 業……………七三

外國貿易(税關)……………七五

取 引 所……………七六

商人の種類……………七八

商業の經理……………八〇

商業助成機關……………一〇〇



## 商業の概念

**自給自足時代** に於ける經濟の單位は家族又は種族にして總ての、生産及び消費はこの單位内に於いて行はれ、家長又は族長の命に従ひ各人は其の割宛られたる仕事を爲し、其の生産物の分配を受ける。従つて財産の私有もなく交換取引の必要もない。然しこの時代に於いても地理的事情或は技術的事情によつて家族間又は種族間に於いて交換の必要を生じ、遂に物々交換をするに至つた。この物々交換は常に家長又は族長の特權にして平和の手段或は奪取によつて爲された。

**物々交換時代** 種族鬭争の結果強食弱肉、強は弱を次第に併呑し版圖擴大すると共に血族關係も弛み、小家族に分離し種族内に於いて物資の交換漸く行はれるに至つた。而して手工業者が農業者から分離獨立するに至つても現代の如き秩序ある市場を通じて行はれたものでない。注文を受けて生産する顧客經濟とも云ふべき状態に於いて行はれた。

**貨幣經濟時代** 貨幣の發生するや、賣買のみを專業とする商人なる階級起り、更に取引範圍の擴大と共に國民經濟の發展により信用取引時代を現出し、小切手、手形などの信用證券によつて取引されるに至つた。然し歐洲大戰後何れも經濟ブロックを作り關稅の障壁を高くし貿易上の一大障害を爲したるも國際貿易は其の間隙に潛入し増大しつゝある。



商業の職分 は大略次の通りである。

- 一、商業の發達は物資の有無を容易に相通せしめる爲め、分業を盛んにし、各人夫々その長所に従つて業に就かしめ、各國夫々その地方の風土氣候に適するものを生産せしめる。その結果、生活資料豊富となり生活の物質的向上をなさしめる。
  - 二、商業の發達は取引機關が完成し、取引範圍擴張し各地各國の物資が容易に流通する爲めに物價の變動を少なからしめる。
  - 三、商業の發達は需要多き貨物を生産せしめ常に有利なる方面に資本を利用せしめ、又國富の開發に與つて力がある。
  - 四、商業の發達は各國をして經濟關係を密接にし國交を親善にし平和の維持に貢献する。
  - 五、商業の發達は交通を盛んにし文化の普及發達に寄與すること大である。
- 商業の種類 固有商業たる賣買業の發達に伴ひ之に資金を供給し其の需要供給を調節する金融業たる銀行業を發達せしめ更に資産の運用方面のみを擔當する信託業を派生するに至つた。又物資を運搬する交通業を促進せしめ鐵道業海運業は日進月歩の發達をするに至つた。萬一の危険による損害を填補する保險業、貨物の保管を掌る倉庫業の必要を促し商業取引の安全と利便を計ることが出來た。先物賣買によつて物價の大變動を防止するを主たる目的とする取引所が發生した。これ等の補助商業の發達により商業の職分が愈々完成された。

商人の任務 商人は共榮共存を旨とし社會奉仕の精神を以て、各地方の生産物の有無を相通じさせ、生活品を廉價に供給し世人の生活の向上に便益を計るべきである。事實、商人は日本國民が毎年生産する百億に達する物品の配給を行ひ廿億圓内外の貿易を輸出入してゐる。又社會公衆の福利増進を計らない商人は衰退し、顧客本位の商店が繁榮に趣きつゝある現状を見ても明白である。

## 賣 買 業

賣買 とは當事者の一方が或有價物件を引渡し、これに對して他方が代金を支拂ふ契約を云ひ、前者を賣主、後者を買主と呼ぶ。

賣買業者は生産者と消費者との間にあつて商品の場所時期分量について其の需要と供給とを適合調和させることが職分である。而して生産と消費とを連結させて其の間に於いて増加した價値を營業の利得とする。其れ故に賣買業者は其の目的物である商品の取扱方や取引慣習などを充分に心得て置くべきことは勿論であるが、賣買業に關聯ある各種の機關の利用方法などについて手落ちなく研究して置くことが肝要である。

賣買の語義につき、『賣は得なり、買ふは換ふの意なり、』と説明されてゐる。商は秋即ち飽きにて五穀豐饒の状態から起つた言葉である。



#### 第一課 商人及商人使用人

四

商人とは商業の經營者をいふ。即ち商業の經營に必要な資本と勞力とを總合し自己の計算と危険とを以て取引を行ふものである。然し法律上に於いては其の保護監督の便宜上から商人の意義を一定してある。商法第四條「本法に於ては商人とは自己の名を以て商行爲を爲すを業とする者を謂ふ」と規定してある。

商行爲とは次の事項をいふ。

イ、絶對的商行爲 何人が如何なる状態で行ふも商行爲となるものをいふ。

1、利益を得て讓渡する意思を以てする動産不動産若しくは有價證券の有價所得又は其の取得したるものの讓渡を目的とする行爲。

2、他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約及びその履行のためにする有價取得を目的とする行爲。

3、取引所に於てする取引。

4、手形その他の商業證券に關する行爲。

5、擔保附社債信託法による信託の引受。

6、擔保附社債信託契約に従ひ第三者のなす社債總額の引受。

ロ、相對的商行爲 これを營業と爲す場合に限り商行爲となるものをいふ。

1、賃貸する意思を以てする動産若しくは不動産の有價取得若しくは賃借を目的とする行爲。

2、他人の爲めにする製造又は加工に關する行爲。

3、電氣又は瓦斯の供給に關する行爲。

4、運送に關する行爲。

5、作業又は勞務の請負。

6、出版印刷又は撮影に關する行爲。

7、客の來集を目的とする場屋の取引。

8、兩替その他の銀行取引。

9、保 險。

10、寄託の引受。

11、仲立又は取次に關する行爲。

12、商行爲の代理の引受。

13、信託の引受。

14、無 盡。

ハ、附屬的商行爲 商人がその營業のためにする行爲は、これを商行爲と看做す。商人の行爲は營業のためにするものと推定される。

五



商業使用人 とは商人に従屬し雇庸關係の下に其の營業上の勞務を爲すものをいふ、而して代理權の範圍及び其の有無によつて次の種類がある。

六

一、支配人 は使用人中最も高位にあるものにして營業主に代つて營業に關する裁判上又は裁判外の一切の行爲を爲す權限を有するものである。尤も營業主は支配人の權限に或制限を付けることが出来る。然しそれは内部的に有効であるが、外部に對しては善意の第三者に對抗することが出来ない。即ち支配人が營業主の制限を超えて爲した行爲について營業主は善意の取引者に對して責任を負はなければならぬ。

支配人は營業主の承諾を得なければ自己又は第三者のために商行爲を爲し、又は他の會社の無限責任社員となることが出来ない。これに違反したときは營業主は支配人に對して損害賠償を請求することが出来るのは勿論、その商行爲によつて利益を生じた場合には自己のために爲したるものと看做して其の利益を收めることが出来る。

支配人の選任及び解任は本支店の所在地に於いて登記しなければならぬ。

二、番頭手代 はその營業に關する或種類又は特定の事項を委任され其の範圍内に於て商行爲を爲す權限を有し營業の補助をするものである。

三、小店員 は機械的業務に従事し法律上主人に代つて商行爲をなす權限を有しないものである。然し其の權限を託されたる證據例へば請求書を持參する場合などは其の權限に限つ

て之を行使し得るものである。

又使用人は業務上から仕入係、販賣係、宣傳係、會計係などがある。大商店に於ては業務の種類も數多く分れ使用人も何百人を數へられ、それ／＼業務を分擔してゐる。

商業使用人の善惡勤怠は營業成績に直接影響を及ぼすものであるから、其の採用に當つて履歷書、身元證明書、紹介狀などによつて學歷、身元、前職などを調べ採用試験によつて學識、性格、體格、動作などを慎重に調査する必要がある。又客に接する故に風采の見苦しからぬ者を採用しなければならぬ。

採用 使用人の勤怠及其成績は監督を嚴にし賞罰を明かにし待遇法を適當にすべきである。待遇中最も主要なものは報酬である。報酬には給料と賞與とがある。給料は日給、月給、年給(年俸)などがある。

仕事の成績に對する報酬が仕事の興味を喚起するのに大なる力であることは勿論である。然し人間の興味は金錢だけで支配されるものでない。世人がスポーツに熱中するのは決して金錢の爲めでない。他に動かす強い力が潜んでゐる。給料は本人の永い間の努力に報いたもので毎日の努力に報いたものでないから最高能率を發揮することを怠り勝ちになる。これに對しては賞與を支給するのがよい。給料と賞與とを組合せる方法も種々あるが要するに店主と店員とが眞に満足する方法が最もよい。

七



又商業使用人をして永年勤続せしめ老後の憂ひなからしめる爲め積立金、退職給與金の制度を設けるのがよい。その他適當な休養保健の設備をして業務能率の増進を計るべきである。

#### 出世十五ヶ條

- 一、出世に行止まりはない。絶頂に上つても青空は未だ上にある。
- 二、性格は人生の道連れだ。その道連れを善用するのが出世の第一歩。
- 三、一ヶ月の生活に豫算があると同じやうに、一生の豫算を樹てる必要がある。
- 四、幸運を夢見るな、幸運と改札口は順番と心得よ、押したとて出られず、進まねば出られぬ
- 五、運は待つても機會は待つな、各人の鼻の先にある機會は手つ取り早く掴め。
- 六、紙屑の選り分けにもやり様で楽しみがある。仕事の中から興味を探し出せ。
- 七、収入の少ない不平は禁物、少ない報酬だのにこんな大きな仕事をさして貰へると思へば氣分が朗らかになる。
- 八、重寶な人にはなり易いが、無くてならぬ人にはなり難い。そこに目をつける必要がある。
- 九、先輩の経験に盲従するな、自分の工夫を加へれば自分のものになる。
- 十、分に應じて満足せよ、満足は直ぐに次の仕事を作つて呉れる、それこそ出世の階段と知れ
- 十一、働いてゐるところが大きくなれば自分も一緒に大きくなる。大きくするには居場所を大きくするに限る。

八

- 十二、先輩を押し上げ後進を引上げよ、路を拓かねば自分はいつも一つところに居る。
- 十三、人の見て居ないところで一生懸命な仕事が出来るやうになれば、出世の軌道は脱線しない。
- 十四、衰れつばい姿や口の利きやうは大禁物、輕蔑はしてもされても爲めにならない。
- 十五、老朽は何かに使途がある。けれども若朽は失業するより外に道はない。

#### 第二課 資本及商品

**資本** とは營利の目的に投じられたる一切の財産をいふ。

一般に資本といへば現金を聯想するが商品、有價證券その他動産、不動産、債權なども含む資本は固定資本と流動資本とに大別される。

**固定資本** とは資金の固定するものにして。(一)事務所、店舗及諸設備、營業用各種の什器器具などの店舗用。(二)船舶、鐵道、運河、自動車その他運搬用の諸設備などの運輸交通用。

(三)各種の倉庫、上屋、冷蔵設備などの保管用のものがある。

**流動資本** は其の形態、性質、所有者を變じ其の間に於て利益を生ずるものにして現金、商品、消耗品などである。

商人は各々其の業務の性質、經營規模の大小に従つて兩資本の割合を適當にし夫々最高の効果あらしめることが必要である。

九



商店の經營 經營者は取扱商品中最も利益の多いものを知ることが極めて重要である。その利益の多いものを主力商品と呼ぶ。主力商品は次の計算によつて知ることが出来る。

$$\frac{\text{取扱品} \times \text{蓄積貯蓄} \times \text{回轉度}}{\text{平均貯蓄} \times \text{平均貯蓄}} = \text{主力商品の利益}$$

この計算法を各商品別に行ふのは可なり煩雜である。然し商品別に回轉度數を基礎として經費を負擔させるのが合理的である。店頭に出せば直ちに賣れる商品も一年間手持してから賣れる商品も一樣に同額の經費を負擔させることは不合理である。前者は殆んど經費がかゝつてゐないが後者は多大の經費を要する。經營者はかやうな點を明白にして各商品に經費を公平に分擔させ、その商品の重要程度を定め營業方法の参考に資すべきである。

かやうに經費は商品の手持期間の長さに比例するものであるから手持品の經費を知るには先づその商品の手持期間を知らなければならぬ。

商品別にかやうに損益の豫想を立て主力商品として力を盡すべき順位を定め、どの商品に力を込むべきかを知つて其の目標に向つて努力すべきである。かやうに確實な資料に基いて目標を作り標準を立て、努力し最大の効果をあげる方法を科學的經營といふ。

### 小賣業及卸賣業

小賣業及卸賣業は生産者と消費者との間に介在する重要な配給機關である。

小賣業は消費者を客とし卸賣業は營業者を相手とするものであるから夫々次の如き特徴がある。

- 一、取扱商品の相違 卸賣業の取扱ふ商品は製造用原料品又は直接消費、若くは使用品であるが、小賣業の取扱ふ商品は直接消費若くは使用品のみである。
- 二、業務經營上の相違 卸賣業は轉賣によつて利益を得んとするもの故、取扱商品の生産販賣市況等につき充分なる知識と經驗とを必要とする。小賣業は消費者を客とする故經營が比較的容易である。
- 三、取扱品の種類 卸賣業は多く専門的になり小賣業は萬屋式となる。
- 四、規模の大小 卸賣業は小賣業に比し取引數量大なるため比較的業務經營の規模大であるが利潤は割合に少い。
- 五、代金の支拂卸賣業は信用取引が多いが小賣業は現金取引が多い。

### 小 賣 業

小賣業は經營が比較的容易であるから小賣業の數が増加し易く其間に於て競争が行はるゝ結果、御用制度、注文配達、貸賣及びそれがために生ずる滞貸し、貸倒れなどの結果營業費加算し勢ひ商品の賣價を大ならしめる。それが爲め通信運輸機關の發達を利用し又は大資本を擁



する小賣店經營法が發達してきた。通信販賣、連鎖店、百貨店など之である。

### 第一課 元 入

元入 は自己資本と借入資本とがある。元入は營業に投じたる資本である。元入は有利に運用し得る必要額に止め、若し無用に遊ばせれば結局冗費を生じ營業成績を不良ならしめる原因を作る。借入資本はその利息と營業利純とを比較し其の運用に當つて周到な注意を拂はなければならぬ。

小賣商の元入の諸用途は大略次の通りである。

- 一、店舗費 建物を買取るか借入れるか、何れにしても其の商賣に向いた店構へが必要である
- 二、營業用諸器具 店頭用から陳列用、計算用の諸器具の備付け。
- 三、開店諸費用 商慣習によつて近所、町内、同業者への披露とか開業祝の飾付など相當の費用がかかる。
- 四、初仕入の商品代金 先づ商品の仕入の費用を要する。その後の仕入商品は賣上代金から仕入れる。
- 五、廣告費 店頭裝飾、立看板を始め新聞紙、引札などの諸費用。
- 六、開業當初の家事費 家事の費用は開業後の分は賣上高から支辨が出来る筈であるが開業早々は此等の費用を見込んで置かなければならぬ。

- 七、荷造と包装品の費用 商品が買取られるときは必らず荷造りなり包装なりをしなければならぬ。それ故それ等の材料の用意が必要である。
- 八、宣傳諸費用 普通の廣告以外に開店賣出しの宣傳とか福引付とか景品付とかの費用を要する。

九、店内の諸雜費 店内は夏は涼しく冬は暖かく客をして入り易からしめ茶も汲むべく火鉢も用意しなければならぬ。これ等の費用の外、諸雜費を見込んで置かねばならぬ。

### 第二課 仕 入 先

仕入先の信用は充分調査しなければならぬ。不信用な仕入先は往々にして見本と異なる商品を送つてきたり或は數量不足したり、又は引渡時期を守らないことがある。殊に先物取引では契約後相場が高くなり賣手が不利なる場合には契約を履行しないやうなことがある。それが爲めに取引に故障を來たし損害を受けることがある。

小賣商の仕入先は普通卸賣商と製造元とであるが、又商品仲買人と云ふ仲介者の手を経ることがある。

多くの仲買人の中には不信用のものもある。優良安價なものと思つて不信用の仲買人から、うっかり仕入れると粗悪な品であつたりすることがあるから注意しなければならぬ。然し商品によつては仲介者の手を経る方が安いものもあるから實際に當り其の商品を吟味して決定すべ



きである。

一四

仕入上特に注意すべきは良品、適量、好機の三點である。

一、良品の選定 良品の選定とは高價品、上等品のみを意味するのではなく需要者に最も適當せる品をも意味する。

二、適當な數量を入仕れる その需要に適合するやうに數量を仕入れることが大切で無暗矢譯に澤山仕入れて置くのは賣殘品を多くするばかりか資本を寝かせることになる。

三、時機を選ぶこと 相場に常に注意して將來を豫想して好機を逸してはならぬ。

仕入の方針 は消費者の需要を土臺として常に手持品の限度を守り内容の充實をするために仕入を行ふのを原則とすべきである。決して卸商製造元の指圖に従つてはならぬ。

要するに客の代理人といふ心持ちで仕入れれば間違が少い。

卸賣と製造元と何れから仕入れた方が利益であるか、理論上に於ては小賣商が直接に製造元から仕入れた方が利益であると考へるのは當然である。然しこれは大規模の小賣店に於て初めて實行さるべきことで、中、小の小賣店に於ては特殊の場合を除いて卸商又は仲買人の手を経て仕入れる方が概して得策である。

### 第三課 注 文

商業文 について注意すべき點を詳述すれば次の通りである。

- 一、註文書は簡單明瞭に返書は詳細明解に書く。
- 二、要件に題目を設け字體を明確に順序正しく書く。
- 三、金額、數量、日付を正確にする。
- 四、一定の用箋、複寫紙を用ひ紙數番號を付ける。
- 五、來信及發信控は十ヶ年保存すること。

### 郵便託送禁制品

- 一、公安を害し又は風俗を紊す圖書その他の物件。
- 二、爆發、發火性その他郵便吏員なり他の郵便物に危險損失を及ぼす物件。
- 三、法令で輸出入を禁じられてゐる物件、例へば阿片の如きものである。

### 郵便物を出す時の心得

- ▲…普通の手紙に貳錢切手を貼つて開封するのは規則違反。
- ▲…書き損じの官製葉書の切手面を切りとり、繪葉書などに流用すると違反になる。
- ▲…汚れたり端のやぶけた切手は貼つても無効となつて倍額の料金を取られる。
- ▲…收入印紙と郵便切手とは別物だから貼らぬこと。
- ▲…料金の不足とか、切手を貼らない場合はすべて倍額の料金をとられる。
- ▲…切手は宛名の左上に正しく貼らぬと局で迷惑するばかりでなく配達がおくれる。



- ▲…書き損ひの葉書の裏は墨で塗りつぶして用ひてもよいが、表まで塗ることは規則違反になる。
- ▲…普通の手紙以外の場合「寫真在中」「商品見本」などの脇付は四字を超過してはならぬ。
- ▲…「セルロイド」製品などの危険物は動搖、摩擦せぬやう、木箱又は金屬性の箱に納め、尙外装に「危険物」と朱書する。
- 航空郵便 の區域は年々擴張され近い將來に於ては札幌、臺灣、上海までも延長される。東京から名古屋、大阪、福岡宛のものは即日、福岡以遠鮮滿宛のものは翌日到着し、即時配達區域宛のものはいづれも別に速達料なしで電報同様即時配達される。
- 電報を打つ時の心得
  - ▲…電文は多少字數を増しても充分意味を明瞭に且つあまり失禮にならぬやうに注意する。
  - ▲…發信人の名前を受信人に知らせる必要のある場合には本文の終りに書くこと。
  - ▲…電文中の適當な箇所へは「ク」、〇々などの記號を入れて間違ひの起らぬやうにする。
  - ▲…受信人の住所は片假名で書いてもよいが、読み誤られ易いものは漢字で書いて振り假名をつけるのがよい。
  - ▲…受信人の住所は詳細に、特に都會地へは必ず番地を落さぬこと。
  - ▲…發信人の住所氏名は必ず漢字で書くこと。

- ▲…汽車中から打つ場合には發信人の居所は「第何號列車」とするか、又は到着地の旅館などを記入してよい。
- ▲…進行中の乗客に宛てる場合は所要時間を豫め計算し、列車に先立つて電報の到着すべき驛名と列車番號及等級を記入すること。
- ▲…濁點、半濁點のある文字は二字に計算されるから一字分あけて書くこと。

#### 電話の掛け方

- 「電話はお互に顔が見えないから都合がよい」などと思つたら大間違ひで當方の誠意不誠意は勿論のこと、その顔付や態度や表情までがスツカリ先方の心裡に寫つてゆくものであるから充分注意しなければならぬ。
- 用談は簡單明瞭に要領を得るやうにする。それが爲には談話の要項や順序を豫め用意する。又事件が複雑な場合には前以て用紙に認めてから電話口に臨むやうにする。
- 用談の済んだ後は「ではこれで失禮いたします」とか「有り難うございます」とかの言葉をつけ添えてお互に心残りのないやうに氣持ちよく別れるやうにする。用談が終るや否や此方では一言つけ加へたいと思つてゐるに拘らず忽ち打切られるのはアツケない感じがする。又用談の始めなり終りに「恐入ります」「お面倒ですが」「誠に我儘なお願ひでございます」とか、或は又「そうして頂ければ何より仕合です」「全く御同情の賜です」「一同有難く感謝してをります」な



どの眞心を捧げることが先方へ好感を與へる電話上手な人である。

#### 第四課 商 品

商人間の賣買に於て買主が其の目的物を受取りたるときは遲滯なく之を検査し若し之に瑕疵あること又は其の數量に不足あることを發見したときは直ちに賣主に對して其の通知を發しなれば其の瑕疵又は不足に因りて契約の解除又は代金の減額若しくは損害賠償の請求をすることが出来ない。賣買の目的物に直に發見することが出来ない瑕疵あつた場合に於て買主が六ヶ月内に之を發見したときも同じである。然し賣主に惡意ある場合にはこの條文を適用しない。

(商法第二八八條)

**現品賣買** は商品を實際に検査して受渡をするものであるから、一般の日用品や少量の取引はこの方法による。

**見本賣買** は多量の商品の賣買に於て悉く現品を検査するには多くの日數と手數を要するから見本又は雛形による取引が行はれる。

**商標賣買** は一々現品を見なくても其の商標を云つた丈で其の品質が解るもので取引が簡便敏活に出来る。

**銘柄賣買** はその銘柄即ち通り名を云つた丈で取引が出来るもので薩摩焼、越中米などは其例である。

**協定風袋** とは賣買の當事者間に於て風袋の重さを相談して定め其の重量に從つて計算するものである。

**表示風袋** とは風袋の上に一々風袋の重量を表示してあるものである。

**度量衡** 我國の太古は握(一握の長) 阿多(親指と中指とを擴げた長さ) 尋(兩手を擴げた長さ)の簡單なものであつた。然し今日では文化が東西にゆきわたり、日本品が海外諸國に渡り外國品が日本國內に入つてくる状態で、勢ひ内外共通に劃一されたる度量衡でなければ國際貿易の進展を期することが出来ない。それが爲めにメートル條約に加入しこれを實施したのである。

#### 第五課 商品の値段

**商品の値段** の決定が不確實であると代金の支拂が不確實になつて後日種々の紛争の種子を播くのである。品質の定め方、數量の定め方、値段の定め方は賣買に於ける三大要素である。小賣業に於ては賣買値段の決定が直に消費者の利害に影響し商業の職分をつくす上に於て重要な關係を有するものである。

**商品の建** の例を示せば次の通りである。

内地米 一石建(一八〇、三九立)      ラングーン米 百斤建(六十貳)  
朝鮮米 一石建(一八〇、三九立)      北海道大豆



麥粉 一袋建(四九九封度二二、二二五冠) 澱粉 百封度建 内地分密糖 百斤建  
 外國糖(一擔建(瓜哇) 百斤建(内地)) 茶 一貫建 紅茶 百封度建 鹽 百斤建 醬油 一樽建  
 雞 卵(十斤建(關東) 目方又は個數建(關西)) 棉花(百斤建(内地) 一封度建(外國))

**賣値** を決定する計算の内諸費用と金利とは商品の種類とその當時の一般利率とによつて金額を決定するものであるが、仕入値段と見込利益とは商人の才能によつて如何様にも取扱へるものである。仕入値段が安かつたならば賣値が自然に安くなるし、見込利益は資本の回轉度數を考へてその割合を定めてゆけば賣値は幾分にも安くなるであらう。

**正札と符牒** と何れを用ふべきかは多くの人々の研究するところであるが、要するに玄人相手の場合には符牒を用ひ素人相手の場合には正札を用ひるのがよろしい。

正札の表示方法には同一値段の商品を一ヶ所に集め何圓若くは何拾錢均一札を立て、均一賣りをする方法が最近盛んに用ひられてゐる。

#### 第六課 開店

**商店の位置** が良ければ販賣上極めて有利である。來客の多少や、商品を店頭から見せる便宜や、販賣員が客を誘引する都合——この三者は商店の位置の適否によつて影響を受けること

が甚大である。

均一店、煙草店、雜貨店、連鎖店などを開業する場合、その他現金賣、掛賣のためにも、適當な場所に人員を配置して通行人を調べる必要がある。通行人を數へる時間に對して特別の注意を拂つて一定の時間にその場所を通行する人の平均數を出すやうにする。かやうな調査は一日の公平な平均を得るために數日間互つて調べることが大切である。

人數の他に各商店は通行人の人柄や通行する目的や或は通行する原因が一時的のものであるか、又は永續的のものであるか、その他、通行人の經濟的位置及富の程度、購買力を調査する必要がある。かやうな調査を確實に行ひ現代の販賣術を充分に應用し、良い販賣員を得たならば科學的商店經營が出来る。

**商店の構造** 商店の外観は販賣上極めて大切である。就中、清潔にすることが大切である。明るい窓、清潔な通り路、掃除のゆきとじいた入口は客の心によい印象を植え付ける。清潔の次に大切なことは色彩である。爽快な輝いた外観は通行人の注意を引き朗かな感じを與へる。而して客を誘引したり其の人の心を奪ふものである。商店の固有の色彩については販賣する商品の種類や販賣商略とよく調和させることが必要である。

高級品の商店の前面を飾る灰色の光澤ある石、拾錢均一店の金色や赤色や蝦茶色の前面は夫々の商略を有効に物語る、兩者とも各自の商賣に對して多くの人の注意を引く。



商店の構造や色彩によつて商品の品質の堅牢とか永續力とかを沈黙の中に暗示される。

**店内の設備** 或商人は店内を居間のやうに見せることを好む。又他の商人は何時でも忙しそ  
うに見える事務室風にすることを好む。前者は特別の取引に適當し、後者は公衆を相手とする  
商賣に適當してゐる。

普通の商店の内部は最良の方法で一般人に奉仕するに最善の努力を盡すことが出来るやうに  
するのが良い。特種の階級の人は強く誘引するやうに設備しなければならぬ。然し商店の商略  
としては大抵の場合に於ては大衆的の方がよい。

**廣告** はピンから錐まで眞實でなければならぬ。眞實でない廣告は廣告主に損害を與へるば  
かりでなく同種の商品を取扱つてゐる人にも被害を及ぼすものである。商品の記事は眞に迫る  
やうに作らなければならぬ。記事を書く目的は客の心に充分銘記させる爲である。説明付の廣  
告は明白な劉切な注意を人々に起させるものである。

小賣商店の廣告の印刷物には是非とも價格を付けなければならぬ。見本商品に見本價格を付  
けることは最善の商略である。

廣告面をして藝術的香氣あらしめることが必要である。

小賣商店に有効なる廣告方法を列擧すれば次の通りである。

一、**廣告** 小札の紙片に文字、繪畫などを印刷したるもの。

二、**ポスター** 新聞紙一頁以上の大きさの、繪入廣告文にして軒頭、街路に貼附又は吊げるも  
の。

三、**新聞、雜誌** の掲載。

四、**カタログ** **商品目錄**、**パンフレット** (パンフレットとは或商品を特に説明し繪文字を以て

小冊子に印刷したもの)

五、**車内廣告** 汽車、電車の内側などに廣告を掲げたもの。

六、**廣告塔** 街頭などに建設したる塔に廣告を掲げたもの。

七、**呼聲廣告** 聲を出して通行人に呼びかけながら廣告するもの。

八、**電氣廣告** 電氣照明を利用して各種の廣告に用ひるものにして近時電氣の代りにネオンサ  
インを用ひるものが多い。(サインとは看板の意味である)

九、**歩行廣告** 背後に廣告板を負つて歩くものにしてサンドウキチマンともいふ。

十、**樂隊廣告** 樂隊を利用して廣告するものにして近時チンドン屋と稱する遺方が流行してゐ  
る。

十一、**陳列窓** 店頭裝飾、店內催し物。

十二、**包装紙の利用** 仕出紐利用。

十三、**蓄音器のレコード** の利用の廣告。



開業に関する法規上の心得 として營業所は法律上次の効力がある。  
營業所は法律上次の効力がある。

- 一、商行爲の債務履行の場所は原則として債権者の營業所とす(商法第二七八條)
- 二、手形上の権利の行使又は保全につき利害關係人に對して爲すべき行爲は其の營業所に於て爲すを要す(商法第四四二條)
- 三、商號登記の申請は營業所の所在地を管轄する區裁判所又は其の出張所とす(訴訟事件手続法第一三九條)
- 四、訴訟書類の送達の場合は營業所とす(民事訴訟法第一四四條、一四六條、一四九條)
- 五、破産事件は營業者たる者の主たる營業所の所在地を管轄する區裁判所に專屬す(破産法第一〇五條)

### 第七課 商品の包装、陳列、店頭裝飾

**商品の包装** 商品は商人にとつて何よりも大切なものである。商品を大切に取扱ふことは又顧客を大切にすることになる。商品の包装の仕方如何によつて其の店の主人なり使用人が顧客に對する態度がよく現はれるものである。町寧で親切な店は必ず商品の包装にも其の精神が現はれるものであるから注意して汚れた包装紙や紐の曲つた掛け方などは決して爲すべきでない**商品の陳列** が整屯してゐれば狭い店も廣い感じを與へ、亂雑にすれば店内を狭く感じさせ

るばかりでなく無益な場所ふさげになる。

**店内** に入れば直に全商品を通覧することが出来るやうにすれば客の購買に便利であるばかりでなく客の其の店に對する感じの上に非常な相違を來す。商品の陳列方法は簡明に一見多類の商品を通覧し得るやうにしなければならぬ。店内の整屯は店務を處理する場合にも必要である。例へば棚卸なども容易に爲すことが出来る。

商店の入口を出入に便利のやうに作れば客は愉快に自由に出入することが出来る。客の出入を容易ならしめることは、やがて多數の顧客を吸引する所以である。又購買心の誘起は大切なことである。陳列よろしきを得れば素見客に購買心を誘起する。これは陳列の商品から一種の暗示を客にかける爲めである。

**ショー、ウキンドー** 曰く「茲に斯ういふ物がありません！ 観て下さい！！ 買つて下さい！！」  
ヨーウキンドーの中の陳列の様様はその商賣に釣り合つてゐなければならぬ。例へば洋品店ならば奥行を深めにし寄木細工で床を作り緑色の絨銀を敷いたものがよい。

背景は大切でめる。その材料と色彩とによつて陳列する商品を引立てる。鏡は外套や揃ひの物や、その他、婦人の裝飾品を陳列する場合に用ひれば商品を引立てる。陳列臺は衣類小間物その他肩掛などを陳列する場合に適合する。各種の織物の陳列にはショー、ウキンドーを飾り立てるやうにする考案がよい。又裝飾用の材料を適當に選擇することが大切である。然し大抵の



シヨ、ウキンドーは悪趣味に飾り立てるために客の注意を商品に向けさせないものがある。商品によつては、その品質、構造、價值などを言語と同様にシヨ、ウキンドーによつて客に理解させることが出来る。又見物人が自分の持物を見るやうな感じを抱いたり、流行品を選択したりすることもシヨ、ウキンドーによつて行ふことが出来る。

屋上看板 は店舗の模様とよく調和し營業の種類に適應し注意を引き易く且つ印象を深からしめ好感を與へるやうに作らなければならぬ。

#### 第八課 代金支拂

小賣商店に於ては少額の買物に對しては領收證を一般に出さない。掛賣に對しては領收證を出すのが普通である。

領收證 には支拂金額、何々の代金、領收の文句、年月日、受領者の記名調印をして支拂人に差出すものであるが、領收の文字及調印を除いて支拂請求書の代りに差出し、支拂を受けた時に領收の判及認印を捺す方法を用ひてゐるところもある。

代金の一部の前拂と手金とは嚴格に云へば區別すべきであるが、前拂をする人が大抵は契約確保の意思を以て渡すから判例に於ても一部前拂は手金と同じ性質のものと思はれてゐる。

通貨 我が國で始めて貨幣が鑄造されたのは千二百二十餘年前のこと、和銅元年五月銀錢の和銅開鑄が始めて世に出た。足利時代に金及銀の大判、小判が作られ、徳川時代に大判、小

判の外、一朱銀、二朱銀などが出来て明治に及んだ。現在の金屬貨幣は大阪造幣局で作られる。貨幣たるの要件

- 一、價值の變動の少ないもの。
- 二、相當高價な重要品たるもの。
- 三、形狀の割合に價值の大なるもの。
- 四、貯蓄及び持運びに便利なもの。
- 五、鑄造に適し得るもの。
- 六、何人も欲求するもの。

貨幣の形狀及模様について

- 一、圓形であるのは角形であると衝突が多く磨減することが多いためである。
  - 二、周縁だけを高くしたのは他の大部分の磨損を少くする爲めである。
  - 三、周縁に刻みを付け、全面に模様を現はしたのは量目の盜取を防んが爲めである。
  - 四、貨幣の種類によつて模様を違へるのは鍍金などして偽造を防ぐためである。
- 兌換券 の必要理由は金屬貨幣は金高が少し多くなると携帯に不便であるばかりか、磨損する缺點を防ぐ爲めである。現今に於て金治金の外國に流出することを防ぐ爲めに金貨を流用させない。諸外國に於ても紙幣を盛んに使用してゐる。



**小切手** とは銀行に當座預金のある人が支拂をする場合に、その預金又は借越約定の範囲内で一定の金額を引出すために銀行宛に振出した流通、文言證券である。

受取人の記載の方法は記名式、指圖式、無記名式、選擇無記名式、何れにしても作成し得るが實際上後の二者が一般に行はれる。

**支拂期日** 小切手の呈示期間は振出日附から十日間で其の期間は振出人は支拂の委託を取消すことが出来ぬ。

**不渡の場合** 小切手が呈示期間に呈示され支拂を拒絶されたる場合には所持人は支拂拒絶證書を作成し、その前者に對して遡求權を行つて償還請求をすることが出来る。然し支拂拒絶證書の作成に代へて支拂人をして小切手面に支拂拒絶の旨及びその年月日を記載の上、署名せしめ或は呈示期間内に小切手が呈示せられたこと及び支拂拒絶されたことの手形交換所の證明書によつても遡求權を行ふことが出来る。

**線引小切手** は横線小切手ともいひ、小切手面に二條の平行線を引いたものをいふ。これは銀行の手を経るか、又は銀行の取引者でなければ現金を受取ることが出来ない。又横線の間は名宛銀行名を記入したものを特別線引小切手又は特別横線小切手といひ、その名宛銀行だけが支拂を受けることが出来る。名宛銀行は自己の取引先に對してのみ支拂ふことが出来る。これ等の小切手は盜難紛失による損害を豫防するためである。

**支拂保證小切手** とは銀行が小切手の支拂を保證したもので振出人の信用が不明又は送金の場合などに用ひられる。

**爲替手形** とは債權者が債務者に宛て、自己の債權者へ一定の金額を一定の時期及場所に於て支拂ふことを委託したものである。

**引受拒絶と遡求** 名宛人が引受に應じないときは引受拒絶といひ遡求權によつて償還請求をすることが出来る。即ち公證人又は執達吏をして引受拒絶證書を作製させ、その日に次々又は拒絶證書不要の文句ある場合に於ては呈示の日に次々四取引日内に自己の裏書人及振出人に對し引受拒絶あることを通知することを要する。又各裏書人は通知を受けたる日に次々二取引日内に前の通知者全員の名稱及び宛所を示して自己の受けたる通知を自己の裏書入に通知し順次振出人に及ぶものとする。爲替手形の振出、引受、裏書文句又は保證をなした者は手形所持人に對して全責任を負ふもので、所持人は各別又は共同に裏書の順序に拘らず遡求することが出来る。又爲替手形の署名者で手形を受戻した者も同一權利を取得する。遡求を受けた者又は受くべき者は支拂と引換に拒絶證書、受取を證する記載をなした計算書及び爲替手形の交附を請求することが出来る。而して手形を受戻した裏書人は自己及び後者の裏書を抹消することが出来る。

又支拂拒絶の場合に於ては引受拒絶の場合と同様の手續で必要な通知をして權利を行ふ。



**約束手形** とは一定の金額を一定の時期及場所に於て無條件で支拂ふことを約束した手形である。

**約束手形と爲替手形の相違點** 約束手形は振出人が初めから手形支拂の義務を負ふものであるから引受がない。但し約束手形の振出人は支拂義務者にして償還義務者でないから爲替手形の引受人の地位に置きかへて考へる必要がある。その他、裏書、支拂、支拂拒絶による遡求權などについては法律上すべて爲替手形の規定を準用される。

**郵便振替貯金** は其の名稱が貯金になつてゐるけれど實際は貯金の性質よりも寧ろ一種の支拂方法として利用されてゐる。集金郵便や代金引換小包郵便によつて郵便局に託して取立て、もらふ金はそれ／＼依頼者に拂渡されるものであるが、これ等のものが一度に澤山ある場合にはその受入だけでも可なり手間がかかる。これ等の場合に振替貯金を利用すれば依頼者がこれ等のものを其のまゝ貯金課に預け置くことが出来る上、その出入も自由に出来るので便利である。又集金郵便や代引郵便でなくとも、他人から夫々數口の送金があつた場合に其れを預け口へ振込んで行くことが同時に出来るので便利である。振替貯金の拂込は現金の他、小切手でも出来る。郵便振替貯金はこの兩様の便宜を兼ねたもので料金も廉く近來廣く利用されつゝある。

**郵便替爲**

**小爲替** は其の證書面の受領欄に住所を書き記名調印して最寄の郵便局に差出せば何人でも

現金を受取ることが出来る。それ故、受取人指定欄に受取人の氏名を書くか書留郵便にするかして送るのが紛失盜難に對して安全である。送金人が拂渡局名を本證の指定欄に記入して送れば其の指定郵便局だけが現金を支拂ふことが出来る。そうでなければ小爲替は全國何れの郵便局から受取ることが出来るから便利であると同時に不安である。

**通常爲替** を局から受取る場合に局員は送金者の住所氏名を問ひ本證書所持人が正しく答へれば爲替金額を渡すのである。それ故に爲替金額を受取る場合には送金者の住所氏名を覚えて置かなければならぬ。これは爲替證書を盜取した者又は拾得した者若くは本人でない者が受取りに來た場合に現金を支拂はない爲めである。

**電報爲替**

の受取手續は通常爲替と大略同じである。

**銀行爲替** 郵便局は電信爲替五百圓、通常爲替參百圓までにて其れ以上の金額は二枚以上の證書を用ひなければならぬ。反之銀行爲替は送金額に制限なく銀行の取引先なれば送金料なしか又は實費を徴するに過ぎない。送金爲替手形を用ひずに普通は送金小切手を用ひる。これは小切手なれば參錢の收入印紙を節約することが出来る爲めである。

**代金引換** 代金引換にて品物を買はうとする注文人が品物の賣渡先へ注文狀を差出せば代金引換發送人は郵便局へ代金引換小包の發送を依頼する。局は其の小包を書留にして特種郵便物受領證を發送人に渡す。先方の局へ代金引換小包が到着すれば其の局は代金引換郵便物到着通



知書を注文人に配達する。注文人は其の日から十日以内に代金を持参して小包を受取る。局は代金を受取れば其の内から通常爲替の料金を引いて残高について通常爲替を振出して發送人所在地の局へ送る。其局から代金引換發送人に通常爲替を配達して代金を支拂ふ。

#### 課九第 小賣業の形式

**店舗商** は店舗諸設備品や使用人をも入用とするので、これ等の費用をば販賣の各商品の上面に見積つて利益を算出するから、行商、露天商に比較して其れだけ販賣價格を高く見積らなければならぬ。

**行商** は家々について商品を販賣してゆくものであるから、費用から云へば行商に出歩く費用と其の携帯する商品の仕入費用と運搬のための費用だけで済むから安く賣ることが出来る。**露天商** は往來の頻繁な路傍に簡単な屋臺店を作つて商品を列べて販賣するもので商品の數も少く僅少な資本で營業をすることが出来る。諸々の路傍に日をかへて出掛けるところは行商のやうでもあり又行先に臨時の店を構へる點は店舗商のやうである。即ち兩者の中間物である。縁日商又は夜店商はみな之である。

**デパートメントストア** 百貨店は大規模の小賣商店で商品の種類によつて各部門に分け、各部に一定の資金を宛て、獨立した組織で營業し、支配人又は重役が全部を統一指導し多量の仕入をし建築、設備も立派にすることが出来て世人に非常な便利を與へてゐる。

#### 著名百貨店批判

**高島屋** 呉服の高島屋が持つ春、夏、秋の百選會は傳統の魅力とそれに相當した内容を備へてゐる。高島屋拾錢ストアの特色を持つてゐる。

**十合(そごう)** この店の特長は小賣店と提携して面白い特設賣り場を設け、筆や墨なら古梅園や鳩居堂、指物なら平野屋、京人形なら丸平と云つたあんばいに老舗を賣り子から店構へなどその店獨特の風格を其のまゝ移し入れて一風變つた雰圍氣をつくり出してゐる。

**松坂屋** この店の持つ色彩が實用第一主義で殊に上野松坂屋は東北地方の經濟に比較的惠れてゐない人達を顧客としてゐる關係上其の感を一層深くする。

**伊勢丹** 同店の宣傳部員の談によれば賣上高の三分の二以上は掛賣である。平素、資産家を調査しどしどし掛賣をする方針をとつてゐるからこの店で現金買をする自分が貧乏人であるかのやうな感じを店員に與へるかと思ふと氣が引けるといふ人がある。

**松屋** 經營も悠々と落付き拂つたものだ。これは悪く云へば空氣が少したるんでゐる。とも云へる。才能次第で若手をぐんぐん伸ばせるといふことを仲々やらない。萬事勿れ主義である。

**三越** この店は地方人が入場者の過半を占めてゐるのでも解る通り都市の人士にはあかれてゐる。商品券の賣上がこの店の唯一の財源である。然し先般百貨店の商品券を贈賄に用ひた人



が百貨店から直接先方に送り届けた爲め配達帳簿取調べの結果犯罪の動かすべからざる證據になつたのである。商品券を暮、中元の贈物にすることは便利であるが神輿(三越)を持たれたとて嫌ふ人があるから注意すべきである。勿論商品券を受取つた方では商品券賣買所に持つていつて値引して現金に換へることがある。店内の警察制度が完備せる爲めか稍々面倒な事件は直に常雇の刑事に引致させ、その他すべて客扱が高壓的のため、人によつては三越のマークを極端に嫌忌する人があるから氣を付けねばならぬ。

**白木屋** この店の空氣は親しみやすく、氣易くお高く止つた商賣振なんて少しもない。子供をおんぶした御内儀さんたちまで見下げられたやうな眼を向けられないで買物が出来る。良品廉價をモットーとして百貨店通には好評を得てゐる。店内の廣さ構造、商品の豊富たることは東洋第一の名稱にふさわしい。

**チエインストア** は數店の小賣店が互に聯盟を結んで成立し、仕入は全部本部で爲し之を各店に配給する。その他、賣値、取引條件を統一し各商店は商品を融通し合ふ。又本部から各店へ責任販賣高を指定して賣上を強制し又獎勵のために賣上高に對し歩合金を與へるなどの事が行はれる。都市に於ける食堂などに於てはこの方法によつて成功を収めてゐる。例へば須田町食堂、モリー、三好野などは其の適例である。

**通信販賣** 米國に於て最も盛んに行はれてゐるものである。我國に於ては國民性に適合しな

いたためか充分その發達を見ない。只だ百貨店、新聞社、雜誌社などの副業として發達してゐるに過ぎない。

**均一店** は米國に於て最も發達せるものにして我國に於ては著しい發達を見ないが其の經營方法よろしきを得れば發展の見込がある。近時百貨店が均一賣の傾向を帯びたことは注目すべき事柄である。

**勤工場** は廿數年前に於て一時全國に亘つて繁榮したのであるが、今日に於ては經營よろしきを得なかつた爲め其の片影を止めてゐるに過ぎない。

**アーケード** とは屋根のある通路といふ意味の語にして各種の營業の異つた小賣店が一ヶ所に集つて共同の設備の下に經營してゐるものである。

**日用品市場** は自治團隊が經營するもので公衆の便益を第一に、利益を第二として經營されるものである。

**競賣市場** の發達したものとして中央卸市場がある。これは生活必需品の米、野菜、魚類、肉類を卸商人の手に一任して置いては値段が高くなる傾向があるから、之を制するため其の本元である卸賣市場を公の機關を以て經營するものである。

**マーケット** は小百貨店又は各商店が出品して廉賣會を行ふものに付けた名稱にして賣買市場といふ意味である。同様の意味にマートと云ふ言葉が用ひられてゐる。兩者の別はマーケツ



トは賣買を主とした言葉で、マートは賣買する場所を主としたものである。

## 卸 賣 業

**卸賣業** 卸賣業の相手方は買入れたものを他に轉賣し或はこれを原料として利益を得んとするものであるから、自ら取引の目的物については充分なる知識を有し其の市況などに通曉してゐる。従つて卸賣業たるものは取扱商品の性質につき或は生産、販賣に關して完全なる知識と深い経験を有することが必要である。相場について云へば取引量の大きくなると取引値段は常に市場の状況に對して敏感で絶えず變動する爲め機敏に活動し絶えず相場の研究をしなければならぬ。それが爲めには新聞紙の相場欄、業界新聞(同業者間に配達されるもの)は勿論、海外の經濟事情も研究し一定の見識を具備し小賣商に對しては指導的立場にあることを要する。

**卸商店の位置** 其の營業に最も適當してゐる營業所の位置は時勢の推移と共に變更するものであるから將來の事情を研究し選定すべきである。

**仕入の時期**「相場は常に裏を行く」との格言もある通り世人の一段の期待に反して變動するものであるから目先に迷はず自店で仕入れて充分販賣し得る値段を見て購入し萬一値下の場合には豫め善後策を立て、置く必要がある。

**卸賣業經營上の注意** すべき事にして一般に等閑にされてゐるのは販賣部員の養成と廣告と

である。

小賣商を相手とする卸賣業は特に販賣部員は店の盛衰の鍵を握つてゐる。小賣商店主が自から商品を仕入れるために大都市その他の市場にまで出て行くことは困難であるから自然に卸賣業の出張販賣員を待つことになる。従つて販賣員の養成には特に意を用ひなければならぬ。

**販賣員** は得意先廻りをし或は郵便によつて顧客との親交を保ち顧客と店との仲介者の地位に立つものである。顧客の買物又は注文を速かに受入れ充分の心盡をし常に顧客の利益に注意し顧客に對し個人關係によつて得意を維持しなければならぬ。

**卸賣業の廣告** は何々商店商報などの名稱で時々或は毎月發行されるものである。それには營業品目や價格ばかりでなく商人達の讀むために教訓及獎勵になる論説を掲載するのがよい。小賣商人達をして單に値段の點ばかりでなく眞正の價值を基礎として商品を賣るやうにさせ又種々の方法で自店の商品の固有的利益について教訓することが必要である。又小賣商人に供給する廣告の案文やカットや原稿に於ても自店の商品の特徴について力説することが大切である

### 第一課 商號、屋號、商標

**商號** は營業上の名稱である。これに類似してゐるものに屋號といふものがある。屋號は家をあらはし、商號は商人自身をあらはすものである。

**屋號** の起原は平安朝時代から用ひられ、武家時代には商人が姓を名のることを禁じられて



のためから、自然に姓の代りに屋號を用ひることになつた。その名稱は始めは取扱つた商品名を用ひたが後には出身地やその他の名稱を用ひるやうになつた。

商號、屋號の外に目標といふものがある。目標は商店の目印であつて一種の記號である點が屋號と相違する。

商標 は商品に付ける印にして、菊花の御紋章、國旗、軍旗、勳章、公の秩序や風俗を素すもの又は世人を欺瞞する虞あるものを使用することが出来ない。

商號、商標は法律の規定によつて保護され商人の無形の資産として各自の商店及商品の聲價を維持せしめるやうにしてある。

## 第二課 仕 入

仕入 の適否は直に販賣に影響し事業の成績に重大なる關係があるから市場及商品について絶えず研究し、且つ小賣業者及他の卸賣業者と連絡を密接にし適當な商品を仕入れなければならぬ。

仕入の時期 は需要の状況に應じ、手持品を適當ならしめるやうに考慮し、常に相場に注意し將來を豫想し好機を逸してはならぬ。良品を豊富且つ廉價にて供給し得られる近距離にして運送方法の簡易低廉な仕入場所を選び、又外國から仕入れる場合には運賃關係、送金方法、相場などを考慮すべきである。

仕入の方法 は客の眞の要求するものを仕入れなければならぬ。客の眞の要求は「より安價」「より便利」なものであるべきは勿論である。この客本位の仕入方法は詳細に客の要求する商品要求する價格、要求する時期を心得て仕入れなければならぬ。仕入商品が客の要求してゐる價格に相當しないならば利廻が高いにせよ、それは危険な仕入である。眞に客の要求しない商品は結局回轉率を鈍くし直ちに値下の必要にせまられ手数料、汚損、又はその間の金利を損するであらう。想像とか感想とかによつて見込仕入をするのは危険である。

客の需要を基礎とし製造業者の状態を顧慮し安價に仕入れることが出来る時期を待ち、適當な合理的推斷を下し、綿密な仕入計畫を立てなければならぬ。それが爲めには統計や帳簿によつて取引先、月日、品目、數量、單價、販賣高、現在のストック、前年との比較増減、値下げ額、商品の回轉率、豫定販賣高、豫定仕入高を一目瞭然と表記し、之を根據として商品の仕入計畫を立てるやうにすることが必要である。

仕入先 は信用あり商品豊富な商店を選択すべきである。殊に最近行はれつゝある特別現金委託仕入とも稱すべき方法による時はその必要甚大である。特別現金委託仕入とは商品の納入を受ければ見込前拂金を爲し或時日を経過した後、その賣上られた分のみに対して商品代金を精算拂し残品は仕入先へ返戻する方法である。仕入は一般に手形拂即ち後拂であるがこれは現金拂によつて仕入先の便利をはかり、それと同時に残品による損失を豫防する方法である。



## 第三課 商品取引

品質、數量、値段などの約定については小賣商でも、卸賣商でも大同小異であつて取引の度毎に約定すればよいが、取引について小賣商と卸賣商とは稍々趣きの異にした點がある。

小賣商の商品の取引が小口で少量で現場で現金引換へに現品を引取るのが大部分であるが卸賣商の商品の取引は大口大量のものが多く、其の取引の時期及場所の定め方は卸賣商が生産者から仕入れる取引に於ても、又卸賣商が小賣商へ賣渡す取引に於ても重大なる關係を有するものである。

それは運賃諸掛りなどの費用が一口の取引でも大量であるから其の取引の爲めにも無くてはならぬ仕事も一通りならぬ大げさなものが多い。多くの勞力や費用を要し引取りといふ事だけでも可なりの仕事になるためである。

其れ故に、卸賣商は引渡の時期、引渡の場所について如何なる方法があるかを知つて置かなければならぬ。商品の引取の時期を定めないときは代金の引渡と引換に商品を相手に引渡すべきである。商品引取の場合に特に商品を指定しない時は引渡の場所は買主の營業所又は住所である。商品を指定した場合には賣買契約を取結んだ當時に商品のあつた場所で引渡すのである。さて商品の引渡の方法が鐵道便か船便であれば運送業者から貨物到着の知らせがあるから鐵道貨物引換證若しくは船荷證券又はこれに代る證券を持參して指定されたる場所之と引換に商品

を受取るのである。

**商品受取の手續** 荷受人は商品を受取つたときは直に荷物の數量、破損の有無及その程度などを引渡の荷主又はその代理人或は運送業者と立會の上、検査し看貫すべきものは一々目方を計り、又個數を調べて受取検査をし、更に中味の商品を見て一個／＼又は抜取つて調べて、その結果故障があれば直に賣主に通知すべきである。若しこの検査と通知とを怠れば後日になつて、之を知つて契約の解除も代金の割引も損害の賠償も請求することが出来なくなる。又故障ある貨物が保険に付けてあれば賣主なり買主なり何れか保険をかけた方から直に其の旨を保險會社に通知しなければならぬ。而して保險會社の承認を求めて損害を賠償してもらふ。

## 第四課 商品保管

商品保管の場所は自家保管即ち店舗、物置、自家の倉庫に保管するものと寄託保管即ち倉庫業者の倉庫に保管を託するものがある。

## 自家保管

一、**店舗** 店舗の一部を保管場所に充つるもので二階とか物置とかを作り換えをしなければならぬ。商品の出入口は別に作る必要も起り出入の都度騒しく店務に差支を起すことがある。又保管のため温度、濕氣、換氣などが難しくなるから高價品のやうに容積をとらないものは良いが、原料品か粗製品は店舗の保管は困難である。



二、物置 僅かな商品であれば物置を作つても事が足りる。この場合には物置の出入口と店舗の出入口とを別々にした方が便利である。粗製品や腐敗、損傷し易いものは店舗に置くわけにはゆかないから物置を作る必要がある。

三、自家倉庫 倉庫では防火、乾濕の防備が出来るが都會地の如き地代の高い所では建物以外に可なり入費がかかる。商品によつては品質數量を直に相手の商人に示しながら取引をする織物、反物類の營業者には自家倉庫は便利である。

倉庫業者の倉庫 商品の種類に應じ倉庫の設備完備し、又特種商品には特種の設備をした倉庫があるから便利である。詳しいことは倉庫業の章に於て説明する。

火災保険 火災の災害は年々減少してゆくが一朝災害を受ければ立つ能はざる損害を受ける故に商品及建物は保険に附する必要がある。詳しいことは火災保険の章に於て説明する。

### 第五課 商品發送

荷造の方法として箱詰、樽詰、俵造、袋入、罐入、壺入、散荷などがある。商品の性質、形状などによつて適當な方法を選ぶ。又その大きさは運搬及取扱上便利なるやうにし、海外向のものはこの點について注意し輸出先の慣習及通關の便宜を考ふることが必要である。又鋸屑、藁、古棉、古新聞などの充填材料を用ひ箱詰荷物などの内部の商品の接觸、動搖などによる破損を防がなくてはならぬ。

荷印 は船荷證券、送狀、保險證券などに記載され又通關に際しては申告書などにも記載される。國によつては船積書類に記載される場所と荷物に附せられる場所と異なるときは輸入商に罰金を科せられることがある。

番號 又は荷番號は荷印の下に記せられ貨物の個數を示すものである。

荷造が不完全のためから起る損害をあげてみよう。

一、數量の減損 荷造が悪いと長い間、汽船や汽車に動搖してゆくと中味が漏れることがある。

二、品質の變化 茶、菓物、油紙、肉などは不完全な荷造のために品質の變化を來すことがある。

三、延着又は不着 荷姿がくずれ、荷印が不明瞭のため、積込、積替、荷捌などの場合に見落しが出来て延着、不着といふ結果を生ずることがある。

四、盜難又は紛失 荷造が緩んだ爲めに中味が抜け易くなつて、仲仕、人夫などが扱荷をしたり紛失することがある。

五、運賃の損失 荷造の不完全のために起る損害はすべて荷主の負擔で其の上運賃は其のまゝ取られて損失になる。

託送 運送問屋に貨物の運送を依頼するには口頭でも電話でも又書面でも申込みさえすれば



問屋から店員が出向いて来て貨物と引換へに受取證を渡してゆく、問屋はこの貨物に送券を添へて鐵道なり汽船なりの運送業者に之を託して送り、到着地の取引ある運送問屋の手から送券と共に荷受人に送り届けてくれる。荷受人はこの送券と引合せの上、荷物を受取る。

#### 第六課 運送保險 海上保險

貨物の運送中には天災、地變の他、汽車の衝突、顛覆又は積雪のため故障を來たし單に延着ばかりでさえ損害を起すことか時折りある。これ等の損害發生事項に對して近來出來得るかぎり豫防方法を構じ、其の災害は漸次減少してゆくが損害が起きた場合に其の損失を償ふ方法として保險を付けることが必要である。

**運送保險** の期間に保險の目的物を運送業者又は運送取扱人の手に渡した時から其の仕向地の時から廿四時間以内である。勿論運送途中で荷受人が荷物を受取れば保險も其のまゝ終了するまである。

**海上保險** の目的物は船舶及積荷である。この契約を申込むには保險申込書の各欄にそれ／＼の要件を記入して差出す。保險會社は被保險物を検査した上、保險金額と保險料とを協定して保險料を受取り保險證券を渡す。船荷證券數通發行される場合には保險證書も數通發行されるが、其の内の一通は正本で他は副本である。甲板上及び舢艫の危険については特別の約定が無ければ保險會社は其の危険を負擔しない。

## 仲介業及代理業

仲介業たる問屋、仲立人は商人間又は商人と商人でない人との間に立つて仲介の仕事をしてゆく獨立したる商人である。仲立人はこの取次媒介を業とするものである。堂々たる商人と比較して一段地位の低いやうに自分を卑下してゐる者もある。又世間からも何んとなく一段地位の低い商賣のやうに見做れる場合もあるが共に間違つた考である。これは仲介業の必要及其の任務を充分理解しないから原因するのである。

### 第一課 問屋、運送問屋、仲立人

**問屋** とは自己の名を以て他人のために物品の販賣又は買入を爲し手数料を収益とするものをいふ。商人は問屋を利用することによつて容易に他地方で商品の販賣又は買入を爲し、且つ問屋から金融の便宜を受けることが出来る。問屋は自己の名を以て商行爲を爲す故に相手方に對して自ら權利を得義務を負ふものにして委託者は相手方に對し直接の關係がない。それ故に問屋の相手方が、その債務を履行しない場合には自らその履行の爲す責任を負ふ。但し特約又は慣習があればこの限りでない。

問屋が委託による商行爲を爲したときは直にこれを委託者に通知すべき義務並に手数料、立替金などに關して委託者に對して有する債權につき行使し得べき留置權などは代理商の場合と



同一である。問屋が賣買の委託を受けたるときは相手方を求めて實行すべく、自ら委託者に對して相手方となることが出来ない。然し取引所の相場ある物件に限つて自ら相手方となり手数料をも請求することが出来る。この場合に於て賣買の代價は問屋がその相手方になつた通知を發したときに於ける取引所の相場によつて定まる。

**運送問屋** は運送取扱人といつて自己の名を以て貨物の運送取扱營業を爲すものである。運送品の受取、引渡、保管から運送人又はその連絡する運送取扱人を選ぶことまでが其の業務にして自己や使用人の不注意から生じた運送品の滅失、毀損、又は延着などについて責任を負ふものである。問屋の名稱は元は河川の渡し場とか船着場にあつた津屋、邸屋と書いたものから發達して來たもので、この津屋は旅人の宿泊所であり、川止の時などは荷物預り所であつた。後には荷物だけ預けて荷主は他所から書面で其の荷のことを問合せたり、其の處分方を依頼して來るやうになり、津屋が發達して問屋になつたのである。又卸商を指して慣習上卸問屋と云つてゐる。

**仲立人** を種別し其の業務を次に説明する。

- 一、船舶仲立人 船舶の賣買、備船、船舶の賃貸借の仲立をするもの。
- 二、手形仲立人 手形を以て資金を得たいと思つてゐる人と銀行その他資金ある人々との間を取結ぶものにして自分も銀行の業務してゐるものをビルブローカー銀行といふ。

- 三、保險仲立人 保險會社に保險を付けたいと思つてゐる人と保險會社とを取結ぶ獨立した商人である。
- 四、商品仲立人 大量取引ある生絲、砂糖、茶、織物などの商品の賣買の媒介をするものである。

## 第二課 代理業

### 代理業の種類

- 一、販賣代理店—物品の販賣の代理をする。
- 二、運送代理店—鐵道會社や汽船會社に代つて其の土地の貨物の集配その他の業務をする。
- 三、保險代理店—土地の保險申込人から保險の申込を受け保險會社に代つて契約を取結ぶ。
- 四、銀行代理店—銀行が支店、出張所を置く代りに設けるものにして委託された銀行の業務の一部を取扱ふ。

**代理業** は都會地の商人が地方各地に亘つて自分の商業を擴張してゆく爲めに可なり重要な作用を商業界の爲めにするものである。又都會と地方との間に物品の運送が充分よく行はるゝのも運送代理店が各地方に散在してゐる爲めである。かやうにして全國各地方に亘つて商業が圓滑に行はれることは此の代理業の發達に負ふことが極めて多大である。其れ故に代理商は自分の地位をよく自覺し正直にして信用を重んじ其の業務に勉めることがやがて國家に貢獻する



ことなるのである。

## 銀行業

**銀行の名稱** は明治四年に出来たものである。今日の銀行に似た營業は明治以前に於て爲替方と兩替方との機關があつた。外國に於ては伊太利のヴェニス市に於て兩替の仕事に専門にする商店があつて其の椅子をバンコと呼んで居たが、遂にこの兩替店をバンコと呼ぶやうになつた。その後歐洲各地にこの營業が擴まりバンコが變化してバンクと呼ぶやうになつた。このバンクの營業が東洋方面にまで發達し上海廣東あたりまでは錢莊、洋行といふ名稱でバンクの仕事をしてゐた。明治初年海外の文物を輸入することに急な當時、外國のバンクも入つて來て、これを一般にバンコといふ名稱で呼んでゐた。このバンコと支那の錢莊洋行から考へ合せて何とか新熟語を作らうとしたが錢といふ文字が當時の國人にとつて卑しい感じを與へたのでバンコイのパンの濁音に似かよわす爲めにとり／＼銀行といふ文字を思ひ付いたのである。

銀行はこれまでは個人組織のものもあり、合名會社のものもあつたが、今日では株式會社に限られて、其の資本金額は壹百萬圓以上でなければ許可しないことになつた。夫々取締役監査役が選ばれて、これ等の重役の下に多くの銀行員がゐて、一方に於て預金を受け之に對して一定の利子を支拂ひ、他方に於て貸付とか割引とがによつて利子を受入れて、其の間の利子の差

額を營利とするものである。その他、銀行は爲替業務、保護預り、代金取立などの業務を營む。

### 第一課 普通銀行

**銀行** を大體に於てを二つに分ける。一つは世間一般の人々や商人を相手として營業するもので、之を普通銀行と云ひ、他は特別の目的と業務とを以て設立された銀行で之を特殊銀行と云つてゐる。普通銀行は重に商業家を相手とするもので全國各地に本支店があつて其の數は大凡千餘行ある。然し銀行の合同盛んに行はれ其の數が減少しつゝある。特殊銀行は東京を始めとし各府縣に一行づゝとか、又は特別の地方に設置されるもので其の數約三十餘行ある。

#### 第一節 預金

一、**當座預金** とはホンの當座だけ預ける金といふ意味である。預金の出し入れの頻繁であることが其の特色である。商店によつては豫め銀行と特約し其の日の賣上高を其のまゝ銀行に預金し、翌日必要な金額を引出し、毎日現金賣上高の監督を銀行に一任してあるところもある。

二、**特別當座預金** は小口當座預金ともいふ。一口の金高拾圓以上である。この預金をするには特別當座預金申込書に記入して現金を添えて差出し印鑑筆蹟を届けて置けば之に對して銀行は特別當座預金通帳を渡す、すべて預入及引出は此の通帳によつて行ふ。

三、**定期預金** 萬一期日前に是非とも引出さなければならぬ場合には銀行の承諾を得た上、約



定の利子の割合を引下げられるのが普通である。

四、通知預金 普通三日乃至七日以前に預金何程を引出すことを銀行に豫告し、當日になつて預金を引出すのである。

五、預金手形 預け主に對して一種の預り證であるところの預金手形を渡して置いて裏書によつて譲渡し得る便利なものである。勿論手形法の手形とは全く別種類のものである。

六、公金預金 はその出入はすべて會計規則に準據して取扱ふ。

七、別段預金 これは銀行の内部の整理の都合上起す勘定科目の名稱である。

### 第二節 貸

付

貸付 とは銀行が商人又は其の他の人に資金を貸して期限と利率とを一定して置き期限に到つて元利金の返済を受ける約束の下に借入金證書若しくは銀行宛約束手形を振出させる。かして融通するものである。

貸付の注意事項 貸付に當つて借用人の身元、信用、擔保品の種類及存在場所、保證人の信用、貸出期限の長短などについて細心なる注意を以て調査する。

借主の信用の程度による區別

- 一、擔保貸付——對物信用
- 二、保證貸付——對人信用

### 三、信用貸付——對人信用 期間による區別

- 一、定期貸付 長期貸付  
短期貸付
- 二、當座貸付 當座貸越  
コールマネー

コールマネー コールローンは同じやうに用ひられるが強いて區別すればコールマネーは銀行が借りる場合を云ひコールローンは銀行が貸す場合に用ひられる。

### 第三節 割

引

手形割引の手續 を實際的に説明してみると、先づ商店主又はその他の手形所持人が銀行支配人又は重役と交渉して割引の諒解を求めなければならぬ。突然手形を持参しさえすれば割引をしてもらへると思つてゐては大間違である。と云ふのに割引は一つの貸出方法であるから銀行では充分その手形の内容即ち支拂人の信用や手形を振出すことになつた取引の實際狀況、その他手形關係人についての事情を了解した上でなければ輕々しく應ずべきものでないからである。

この交渉によつて銀行が調査の上、割引を引受けることになれば始めて割引の手續をするの



である。

手形貸付についての注意 手形の割引による貸付については手形関係者の信用状態、金額期限の長短、振出の順路などについて注意すべきである。手形は商業者間の取引上の貸借から生ずるものであるから、その振出に自ら順路がある。例へば卸賣商人が製造業者に、或は小賣商人が卸賣商人に宛て、振出した約束手形は取引上の貸借関係から振出した約束手形は取引上の貸借関係から振出された正當な順路であるから間違が少い。若しこれと反對に振出された手形又は取引関係のない當事者の手形或は金額の端數のないもの、期限の長いものなどは融通手形が多いから危険である。

#### 第四節 爲替

内國爲替 の貸借決済は本支店間に於ては振替勘定にて處理し、他銀行との間に於ては日本銀行若くは取引先の大銀行の當座預金の増減によつて決済する。

- 一、並爲替 送金額に手数料を加へたる金額を銀行に差出せば、銀行は送金先の銀行にて支拂はるべき送金爲替手形若くは送金小切手を渡すから其れを送金受取人に送附して名宛銀行から現金を受取る。
- 二、電信爲替 至急に送金せんとする場合に用ひられるものにして電信送金依頼紙に要件を記し送金額、手数料及電信料を添へて差出せば銀行は支拂地の銀行に支拂の旨を打電する。送

金者は別に送金先に送金の旨を打電する、受取人は其の電報送達紙を銀行に持参し別に電信送金受取證を呈出して現金を受取るのである。

三、逆爲替 貸借決済の経路が反對で送金受取人が銀行を通じ送金者から送金を待たずに、先に資金を受取るものである。之がために送金受取人は送金者宛の爲替手形を振出し、之を銀行に賣渡して手取金を決済資金に充てるものである。買取りたる銀行は送金者所在地の本支店銀行又は取引先銀行に送附して取立てをなさしめるものである。

信用狀 とは之を發行した銀行が他の銀行に宛て信用狀所持人の振出した手形に對して一定の期間内に一定の金額を限り支拂を爲され度き旨を依頼し、その返金については發行銀行が責任を負ふ旨を記載した書面である。その種類には旅行信用狀及荷爲替取組に用ひ商業信用狀がある。信用狀の交附を受けるには信用狀に記載さるべき金額及手数料を拂込んで爲替係から受取るのである。又金額を拂込む代りに自己の當座預金から振替を約束し或は相當の擔保品を差入れるものである。

外國爲替 の決済方法は爲替相場で調節し更に一方に偏すれば現金を輸送する方法をとる。例へば日本から英國に送られる金高多くして英國から我國に送られる金高が少いときに送金する人は法定平價の割合より少額の爲替を取組む。之に反して日本へ送金が多くなると爲替の割合が平價より多くなつて来る。即ち爲替の割合は法定平價を中心として變動するのである。猶



は爲替相場の變動が激しくなれば百圓について約七拾錢の現金輸送費がかかるから、其れ以上に爲替相場が上下すれば現金を輸送するか受取るかする。これを現金輸送點といふ。従つて金の流出入の自由を認める時代に於てはそれ以上に爲替相場の變動は決して起きないものである。然し今日に於て英米を始め諸外國に於て金の輸出を禁じ我國に於ても同様に金の輸出を禁じる故、各國は物々交換と等し状態を呈し、其の國の輸出品の金高と輸入物の金高とにより爲替相場に高低を生じ、我國の對米爲替相場の如きは卅弗を上下してゐる状態である。

#### 第五節 附隨業務及手形交換

一、代金取立 これは賣買した商品の代金といふ譯でなく、手形代金即ち手形金額の取立である。手形の取引が盛んになると、商人は受取つた手形を一々呈示し支拂を求めなければならぬが、店務その他の爲めに忙しいから一々斯様な手續をする暇がない。従つて満期日になつても手形の取立を忘れて法律上面倒な手續を取らねばならぬやうなる場合がある。それ故に手形を入手すれば取引銀行に委託して取立ててもらつて其の手取金を其のまゝ自分の當座預金に振込んでもらへば至極安全で且つ便利である。

二、保護預り 銀行が常に監督する下に保管するのを普通保護預りと云ひ、銀行内の金庫などを預け主に使用させ其の入れ場所の鍵を當人に渡して使用料を徴収するものを特別保護預りといふ。見積價格百圓につき一ヶ月何錢といふ具合に手数料をとる。

三、有價證券の賣買 銀行は有價證券の時價や取引の實務がよく解つてゐて、其の上に種々の機關を利用することが出来る便利があるから出来るだけ有利な條件で賣買が出来るためにこの業務を取扱ふ。

その他、銀行は手形の引受もする。この手形を銀行手形と云ひ信用確實なものであるから、其の手形によつて商人は手形の振出日から満期日までの數十日間の金融が出来て非常な便利を得られる。勿論、手形の満期日の前日までに手形の代金を銀行に納めて置かなければならぬ。

手形交換 銀行組合に加入してゐる銀行はそれ／＼手形交換係を任命し定刻に交換所に出席し、自分の銀行の席につき自行にて受取つた手形、小切手を相手の銀行名によつて類別し、請求の裏書をした上、交換添表に一々之を記入し、夫々その支拂義務ある相手の銀行の卓上に配つて渡すと同時に他の銀行から自分の銀行の支拂義務に屬する手形小切手を自行の卓上に配布される。かくして短時間の中に全手形小切手が交換される。そこで自行の支拂手形表を作成し前の交換添表と對照して交換殘高表を作成する。この殘高表には自行の受取るべき金高支拂ふべき金高が明瞭に記載される。

その差引したる金高を交換尻と云ふのである。この交換尻を現金で受拂をすればそこで全部差引勘定が済む譯になるが、その現金の受拂には相當の手續と時間とを要するから、之を各銀行が取引勘定を開いてゐる日本銀行の手で纏めて其の日の内に振替勘定で整理するのである。



## 第六節 銀行の効用

**銀行の効用** 銀行は取引先のため、資金の保管出納の役目をしてゐる。而して商人は支拂には小切手を用ひ、銀行に支拂を爲さしめ、又受入れた小切手、手形は銀行をして取立を代理せしめるため、商人は勞力、費用を節約し得ると共に、それだけ取引が敏活に行ひ得ることになる。又取引の決済が銀行を通じて行はれるため若し銀行に不信用となり或は取引を拒絶せられるやうなことがあれば銀行との取引が出来なくなり世間的にも信用を夫ふことになる。それ故に銀行に對する貸借決済は凡て出来得る限り正確に行はれる結果、一般に取引關係の信用は増加することになる。その他勤儉貯蓄の美風を養成し、資金の安全なる場所となり、送金の便をはかる。

遊金を生産資本として用ひる。世間に於ては其の金高の少いため、或は相當多額でも使途のないために遊んでゐる資金が少くない。銀行はかやうな遊金として吸収して資金の需要者に貸出し若くは投資をして有利に用ひる。銀行は經濟界の事情に明るく各人が直接投資するよりも、安全、確實、且つ適當な方面に向けることが出来る。又銀行が貸付をする場合には個人の如く單なる情實或は利子、擔保品の如何のみによらず、資金の用途を調べ常に生産的方面の資金の需に應ずるものであるから自然に生産的事業の資金の増殖を計ることになる。又不確實な事業へ投資しないから投機的事業を抑制することになる。資金の移動は帳簿上の振替によ

つて行ひ他銀行との貸借關係も手形交換の方法により現金の代りに小切手を使用するから正貨の流通を節約し資金を豊富ならしめる。

## 第二課 特種銀行

**貯蓄銀行** は貯蓄銀行法によつて設立せられ庶民階級をその取引先とし複利の方法により小額の貯金を取扱ふ銀行である。

- 一、一回拾圓未満の金を預金として受入れること。
- 二、預金拂戻の擔保として總預金額の三分の一を國債又は地方債にて供託すること。
- 三、取締役は在任中に生じた銀行の債務につき連帶無限の責任を退任後二ヶ年まで負ふものである。
- 四、資金の運用についても制限せられる所がある且つ貸出高は一口拂込資金及準備金の十分の一を超へざるものとせらる。

**日本銀行** は明治十五年六月創立され資本金六千萬圓の株式組織にして日本人以外は株主になることが出来ない。

- 一、政府の發行したる手形の割引又は買入れ。
- 二、地金銀の賣買。



- 三、金銀貨幣を抵當としての貸附又は地金を抵當としての貸附。
  - 四、取引のある會社銀行又は商人の所持する手形の取立。
  - 五、各種の預金及保護預り。
  - 六、公債、政府手形、政府の保證付の證券を抵當としての貸付。
- 横濱正金銀行** は資本金壹億圓の株式組織にして株主は日本人に限る。その業務は次の通りである。

- 一、外國との爲替、荷爲替を取扱ふ。
- 二、貸付業務。
- 三、預金及保護預り。
- 四、手形證券の割引又は代金取立。
- 五、貨幣の交換。
- 六、公債、地金、外國貨幣の賣買。

**朝鮮銀行** は明治四十四年の朝鮮銀行法によつて設立され資本金八千萬圓の株式會社にして朝鮮、關東州、滿鐵附屬地に通用する兌換券を發行することが出来る。

**臺灣銀行** は明治卅年の臺灣銀行法により設立され、資本金六千萬圓の株式にして正貨準備による兌換券發行の外貳千萬圓まで保證準備によつて發行することが出来る。

**日本興業銀行** は明治卅三年の日本興業銀行法によつて設立され資本金五千萬圓の株式會社である。主として動産信用によつて工業家の金融を掌る。貸出資金は興業債券の發行によつて求め、拂込資本金の十倍まで發行が許される。興業債券は五拾圓以上の無記名利札付である。利息は年二回、元金償還は三十ヶ年以内である。

其の營業は次の通りである。

- 一、國債證券、地方債證券、社債券及株券を質とする貸付。
- 二、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受。
- 三、預り金及保護預り。
- 四、信託業務。
- 五、手形の割引。
- 六、爲替及荷爲替。
- 七、法律の規定によつて設立した財團を抵當とする貸付。
- 八、工場に屬する敷地又は建物並に市制施行地及勅令を以て指定する市街地に存在する宅地又は建物を擔保とする當座貸又は定期貸をなす。但し貸付總高は拂込資本金の二分の一を超過することが出来ない。
- 九、營業上餘裕ある時は國債證券、地方債券及地金銀の買入。



十、主務大臣の認可を受け外國に於て營む銀行業務及附帶事業など。

**日本勸業銀行及農工銀行** 兩銀行は不動産銀行と稱せられるものである。商人を相手とする商業銀行のやうに短期資金を融通するものでなく、土地建物の如き不動産に對して資金を融通するもので重に農業者を相手とするものである。農業の收益が割合に薄弱なものであるから其れに對する貸付方法は自ら長期で低利なのが特色である。且つ利子と元金の一部づゝを返済する年賦償還法が採用されてゐる。

**日本勸業銀行** は明治廿九年の日本勸業銀行法によつて設立せられた株式會社で總裁、副總裁は政府が任命する。日本勸業銀行法によつて資本金の四分の一以上拂込みたる時は拂込高の十五倍まで勸業債券を發行することが出来る。但し年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高及引受けた農工債券現在高を超過することが出来ない。

其の營業は次の通りである。

- 一、五十年以内に於て年賦償還の方法によつて永續すべき確實な収益の見込ある土地、又は保險附の建物を抵當として其の鑑定價格の三分の二以内の貸出をする事。
- 二、府縣、市町村その他、法律を以て組織せる公共團體、耕地整理組合又は連帶責任を以て借用を申出でたる共同施行者、産業組合、漁業組合、森林組合、蓄産組合又は其の聯合會などには無抵當で貸付をすることが出来る。

三、各農工銀行の發行する農工債券の引受、農工銀行の年賦償還貸付金の債權及其擔保である抵當權を擔保とする貸付金をなすこと。

四、預り金又地金銀有價證券の保護預りなど。

**農工銀行** は明治廿九年の農工銀行法によつて設立されたもので、主として地方の農工金融をなす銀行である。原則として北海道又は府縣を以て一營業區域とし、各區域内に一行を設ける事になつてゐる。但し土地の情況によつて勅令により北海道又は各府縣を二箇以上の營業區域に分割することも出来る。貸出資金を得るため農工債券を發行することが出来る。資本金の四分の一以上拂込むとき拂込金額の十倍まで發行することが出来る。券面は拾圓以上無記名利札付その他勸業債券に類似してゐるが割増金付とすることが出来ない。

其の營業は次の通りである。

- 一、二十ヶ年以内に於て年賦償還の方法で不動産を抵當として貸付すること。又年賦貸付金總高の五分の一に相當する金額を限り不動産を抵當として五ヶ年以内の定期償還をなすこと。
- 二、市町村又は法律を以て組織せる公共團體、産業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、又はその聯合會、排地整理組合又は連帶責任を以て借用を申出でたる共同施行者及二十人以上の農工業者が申合せて連帶責任を負ふ場合には是等に對して無抵當で貸付をする。
- 三、預り金、地金銀、有價證券などの保護預りなどある。



北海道拓殖銀行 は明治卅二年の同銀行法によつて設立されたもので北海道及樺太の拓殖事業に資金を供給するを目的としたものである。この銀行も拂込資本金の五倍まで北海道拓殖債券を發行することが出来る。但し年賦償還貸付金總高及定期償還貸付金總高を超えることが出来ない。

その營業の主なるものは次の通りである。

- 一、三十ヶ年以内にて年賦償還の方法によつて不動産を抵當とする貸付。
- 二、五ヶ年以内にて定期償還の方法によつて不動産を抵當とする貸付。
- 三、北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を質とする貸付及其の社債の應募及引受。
- 四、北海道の農産物を擔保とする貸付及荷爲替。
- 五、預り金及保護預り。
- 六、手形の割引。
- 七、信託の業務。
- 八、他銀行の業務代理。
- 九、北海道及樺太の産物の貯蔵を主たる目的とする倉庫内に貯蔵する産業上必要な貨物を擔保とする貸付。

その他農工銀行の場合と同様に無抵當の貸付をするなどである。

その他に特種銀行とし朝鮮殖産銀行がある。

朝鮮拓産銀行 は朝鮮總督の發布による朝鮮殖産銀行令によつて設立された資本金參千萬圓の株式會社である。本店は京城に置いて朝鮮に於ける農工資金の供給をするために、不動産を擔保とする長期の貸付をなし且つ商業金融機關となるのが目的である。資金として朝鮮殖産債券を十五倍まで發行することが出来る。大體に於て北海道に於ける北海道拓殖銀行の業務と同じである。

その業務は次の通りである。

- 一、五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法により不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付。
- 二、五年以内の定期償還の方法により漁業權を擔保とする貸付。
- 三、法令の規定により設定した財團を擔保とする第一號の方法による貸付。
- 四、農業者又は工業者十人以上連帯して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法による無擔保貸付。
- 五、金融組合、漁業組合その他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法による無擔保貸付。
- 七、朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付。



八、國債證券又は朝鮮總督の許可したる有價證券を質とする貸付。  
九、爲替及荷爲替

十、公共團體の債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする、會社の社債券の應募、又は引受

十一、信託の業務などである。  
注意 貸付にして一年以内のものは手形割引の方法によるべしと定められてゐる。

### 第三課 質屋、無盡、頼母子

質屋業 を營むには市町村役場並に警察署の免許を要する。

質入の申込を受けたるときは質物を點檢して貸金高並に期間を協定して質物を受取り現金を渡すと同時に、質札又は通帳を質置人に渡す、期間が終つても返金もせず利子の入金もしなければ流質と云つて質物は質屋業者の所有になる。民法に於ては流質契約を禁止してゐる、即ち質屋業者以外のものは質物を返済期限後に於ても直に自己の所有とすることが出来ない、利子は一ヶ月一圓につき參錢である。

公益質屋 は公益質屋法によつて營業をするものである。

頼母子 は無盡の一種にして幾分相違する點をあげれば抽籤のとき花籤を根金から幾分かをさいて作り、其の數本の花籤に當つたものは其の頼母子の日の楽しみ印に幾許かの金が給附

せられて、講員が面白く頼母しく當日出席するのである。

## 信 託 業

信託會社 は資本金百萬圓以上の株式會社にして經營上種々の制限を受けてゐる。

信託財産 は法律上次の通り制限を受けてゐる。一、金錢、二、有價證券、三、金錢債權、四、動産、五、土地及定着物、六、地上權及土地の賃借權などである。

### 動產業務

一、金錢信託 は信託預金とも稱せられるもので委託から金錢を受入れて、之を管理運用し得たる利益及元本を返還するものである。その運用方法によつて三種類に分れる。

イ、特定金錢信託 は信託する場合に運用方法を特定し、會社はその特定された方法に従つて運用するのである。即ち貸付先、期間、利率を定め或は投資條件を決定する。

ロ、指定金錢信託 は運用の範圍を指定するもので、例へば有價證券に投資するが種類その他について制限をしない。

これによるときは會社は同種類の他の信託と合同運用することも出来る。

ハ、無條件信託 は信託した金錢の管理處分の方法について會社に一任するものである。會社は法律の規定の範圍内に於て運用する。



法律の規定されたる運用範囲は次の通りである。

- (1) 公債又は一定の社債の應募引受又は買入れ
- (2) 右の證券を擔保とする貸付
- (3) 郵便貯金
- (4) 貯蓄及特種銀行への預金
- (5) 已むを得ざる事由ある時にかぎり普通銀行の預金

右の金錢信託の内後二者は會社が萬一元金に缺損を生ずることがあつても、之を補填し、又運用利廻について保證されるものである。

二、投資信託 は買付信託とも稱せられる、信託された金錢を契約の定めるところに従つて有價證券、動産、不動産などに投資して管理し信託終了のときには其財産をそのまま返還するものである。この信託は元本補填利息の補足などはなく、又一口の金額及期間に制限がないのである。

三、證券信託 は國債、地方債、社債、株券などの管理、運用、處分などに關する信託で、これに證券管理信託、證券運用信託及證券處分信託の三種類ある。

イ、證券管理信託 は證券の保管、利息配當金の取立、償還金の受入などを會社が代つて行ふところのものである。信託證券には信託財産たる旨を表示をして會社の財産と別個のもの

のたることを判明にして置くため表示證券信託ともいふ。

ロ、證券運用信託 は證券を管理すると同時に運用してその利益を受益者に交附するものもある。その運用方法は證券そのものを賃貸し或は擔保にして借入金をして其の資金を有利に運用して利鞘を收得するものである。

ハ、證券處分信託 は信託委託者の希望する條件にて處分するものであるが、實際に行はれてゐるところが少い。これは有價證券の處分が容易であるから特に信託會社に委託する必要がないためである。

四、債券信託 は金錢を受取る債權を會社が引受け、元利金の取立、擔保權の實行などを行ふ信託である。これに生命保險信託といふのがある。信託會社が保險金の受取人となり之を受取つた時は、之を金錢信託とし受益者のために運用するものである。これによつて信託金受取人の無駄な消費を防ぎ或は經濟事情に通じない幼兒や寡婦のために運用して其の教育、生活を全からしめることになる。

五、不動産信託 は土地、建物などを信託會社が管理、處分するものである。管理信託は土地家屋を管理し、家賃、地代の取立、敷金の保管、修繕、地租、家屋税などの支拂などを行ふものである。處分信託は不動産を本人に代つて賣却し、或は土地に道路を新設し、下水を設備しその他の改良を加へて分譲したりするものである。動産信託を法律が認めてゐるが現在



行はれてゐない、これは商品、家財、家屋などの保管処分などを行ふものである。  
六、地上権、土地の賃借権の信託　これは單獨で行はれることは殆んどない。大抵不動産信託と併せて行はれるもので利用されることが少ない。

## 鐵道業

鐵道業の説明の前提として先づ交通のことを述べる。

交通　とは旅客貨物通信の三者を指す。

旅客とは人が旅行の途についたことをいひ、貨物とは物品が輸送の途についたことをいひ、通信とは書面その他の音信が送達の間で置かれたことをいふのである。

而して旅客並に貨物を運ぶことを運輸といひ、運輸と通信とを合せて交通といふのである。運輸通信にはそれ／＼機關が必要である。

之を交通機關といふ。

運輸機關として陸上に於ては鐵道、海上に於ては船舶がある。これ等の機關が發達しなければ人々の往來も品物の運送も音信の授受も充分に行ふことが出来ない、従つて商業も今日の如く發達することが到底出来ない。又文化の普及も現代のやうにならなかつたらう。

鐵道の種類

### 一、國有鐵道と私設鐵道

國有鐵道は國有鐵道法によつて國家が經營するものを云ひ、一般運送の用に供せられるものである。私設鐵道は私人の所有するものである。

### 二、幹線と支線

幹線鐵道は一國交通運輸の大脈絡を形成するものであるから、長距離運送機關として輸送力と速力とを大にする必要がある。支線鐵道は幹線鐵道から分岐して地方の小區域に通じ幹線鐵道の營養線となるものであるから、連絡上、同一軌間を多く用ひられる。

### 三、旅客鐵道と貨物鐵道及軍用鐵道

これ等は其の敷設する目的によつて分類されたものである。

### 四、高架鐵道と地下鐵道

高架鐵道は市街地などにて他の交通機關を妨害しない爲、街上の高い所に敷設されるものである。又高架鐵道と同様の理由によつて、地下鐵道が地下に敷設される。

### 五、蒸氣鐵道と電氣鐵道

これは動力によつて區別されたもので漸次電化の傾向がある。

### 六、廣軌鐵道と狹軌鐵道

狹軌鐵道が廣軌鐵道より優れた點は次の通りである。



イ、地勢の不利な所に於ても建設費を節約することが出来る。

ロ、強度のカーブを設けても危険が少い。

ハ、山間鐵道、登山鐵道のやうな軌道設定面積少く、勾配、曲度多い場所に適する。

ニ、土地の買入面積少なくて足り、従つて固定資本の類を節約し得られる。

然し廣軌鐵道は車輛の安定率を増し、客車の動搖を少なくし、又列車の速度を増し、貨車の載貨力を大ならしめ機關車の引力を増加し輸送能力を大ならしめる點に於て狹軌鐵道に優つてゐる。

#### 鐵道乗客の心得

- 一、同乗者に迷惑を及ぼす風體をしたり、行ひをすることを禁じてある。
  - 二、車扉に凭り懸つたり、又は肢體を窓外に出さぬ事。
  - 三、車外及車内の器具、裝飾物を尊重すること。
  - 四、隣寸、煙草の吸殻、唾液を所定の所に捨てること。
  - 五、動物を車内に持込まぬこと。
  - 六、車外に物品を投棄せぬこと。
  - 七、座席を塞ぐもの及不潔なもの臭氣あるものを車内に持込まぬこと。
- 小荷物運送 として取扱はないもの

- 一、長さ三米、幅及厚さ一米、容積〇、六立方米、又は重量三十疋（但し絹絲、紡績絹絲、紡績紬糸、柞蠶絲、人造絹絲及其の製品、鮮魚、鮮肉にあつては五十疋）を超ゆるもの。
- 二、火藥類、危險品、他物を損する虞あるもの、臭氣を發するもの、荷造不完全なるもの。
- 三、手荷車を以て運送するに適しないもの、行商人、呼賣商人の携帯する商品は小荷物として取扱つてもらへる。

特別小荷物 はその發着驛共迅速に取扱ひ配達までも至急に終るもので僅かの手數料にて取扱ふ。

大貨物、貸切扱、駈扱運送の手續 は先づ貨物に適當したる荷造をして明細な荷札をつけ更に驛の係員から運送狀を貰ひ、それ〴〵の要件を記入して差出せば、係員は荷物運送狀と對照し運賃を計算し、之を支拂へば貨物運送通知書又は貨物引換證を渡すから之を荷造人から荷受人へ郵送すると、荷受人は着驛に於て之と引換へに荷物を受取る。

鐵道の貨物の運賃は内閣の方針により時の變更することがある。

次に參考として自動車運送に關する要點をあげてみよう。

#### 自動車運送の長所

- 一、軌道の制限なきこと この點は自動車運送の最も長所とするところにして停車場と荷受人の戸口との間の聯絡運搬の仕事をする。又近距離運送に於て荷主から荷受人への直接輸送が出



來て途中積換の不便を除き荷物の破損を防ぎ時間を節約する。

二、必要に應じ隨時隨所に運送に従事することが出来る 随つて急送を要する貨物の運送に適する。

三、運送手續及荷造が簡單に済むこと 自動車運送に於ては運送申込は口頭で足り、積込、積卸も同時に引受ける便利がある。

#### 自動車運送の短所

一、大量取扱の不可能 貨物自動車はその積載量は一噸内外であるから、鐵道、海運の如く大量貨物取扱を一時にすることが出来ない、従つて運賃率も鐵道より概して高率である。

二、貨物の保護設備に限りあること 自動車はその積載能力が少いから、冷蔵、保溫の設備に對する場所がない。

三、遠距離運送に適せざること 遠距離になれば費用莫大にして技術上尠からざる困難を伴ふ次に空中運送は急速なる進歩をなしつゝあるも未だ商業上大なる價值を有しない、日本航空運送株式會社が郵便事業を經營してゐる。

## 海 運 業

海運の長所 (海運が鐵道より優れる點)

一、自由なる通路を有する 海運は廣大無邊の海上を通路とする故に、鐵道の如く、土地の買収、軌道の敷設などの必要がない。それ故に鐵道業には多額の資金を要するが海運業は比較的少額の資本で經營することが出来る。

二、廉價に大量を運搬し得られる 船舶は運搬能力大にして鐵道に比較し大量の貨物旅客を廉價にて運搬し得られる。

三、自由競争が行はれる 水路は自由にして分岐及利用に制限がないから自由競争が行はれ運賃が低下する傾向がある。

#### 海運の短所 (海運が鐵道より劣へる點)

一、速力が概して遅緩である。

二、發着が不正確である。

三、危険率が大である

#### 經濟上の船舶の分類

一、旅客船 は旅客及郵便物を運送するため航足早く、發着の定期的なることを要し安全愉快を主眼として設備されねばならぬ。

二、貨物船 は積載能力大にして荷役の設備をすることを要する。

三、貨客混用船 はその構造、設備、速力などは前二者の中庸よろしきを得ることを要する。



**吃水** とは船體の水中に沈んだ深さをいふ。船體の外側に黒色の上部と赤色の下部との間に一線を劃されてゐる。これを吃水線と云ひ、貨物を滿載したときは此の線のところに水面がある。吃水線が見えなくなるまで荷物を積み航海が危険であるから港務署から航行することを禁ぜられてゐる。舳艫の兩方の吃水線以下の部に度盛がしてある。これを吃水標と云つて貨物が、どの位積込れたるかはこの標示の度盛と水面とを見れば大略解る。

**航路** とは船舶の航行する通路をいひ天然航路と人工航路とがある。天然航路は經緯度の測定によつて安全便利な區域を定めたもので航路標識、燈標、霧警號、水先案内などの設備をして航行の安全をはかる。人工航路は航路の短縮をはかり交通貿易の便に供し、産業開發のため巨費を投じて開鑿するものであるから、一定の通過料を徴収するものが多い。その主なるものは運河である。

**海運の業務** は旅客運送と貨物運送とがある。

一、**旅客運送** はその契約成立の證據として乗船切符を發送する。乗船切符には記名式乗船切符と無記名式乗船切符とがある。記名式は他人に讓渡することが出来ないが、無記名式は他人に讓渡することが出来る。

**乗船切符の種類** 普通切符、往復切符、旅行切符、海陸通し切符、團隊切符、世界週遊切符などがある。旅客の手荷物は等級によつて一定量まで無賃である。兇器爆發又は發火し易い物

劇藥その他の危險物酒類は手荷物から除外される。

**運、貨物運送** は個々の運送契約と備船契約とに分れる。

**個々の運送契約** とは個々の貨物を目的とするものである。通例、船舶の發航時日、寄港地、地仕向地などを揭示し、多數の荷主と各別に運送契約をする。一般に貨物と引換に船荷證券を發行する。

**船荷證券** は運送中の貨物を代表する證券にして特に裏書を禁じない限りは記名式の場合でも裏書讓渡することが出来る。荷爲替の取組又は未着商品の賣買、質入をするのに用ひられる。**荷物受取證** は裏書讓渡することが出来ないから、之を以て貨物を賣買又は質入をすることが出来ない。出荷者は必要な場合には荷物受取證に代へて船荷證券を發行させることが出来る。

**特種な船荷證券**

- 一、**通船荷證券** 船荷證券と鐵道貨物引換證とを兼ねたもので海陸連絡の場合に用ひられる。
  - 二、**赤船荷證券** 積荷に保險が附いてゐるもので船荷證券と保險證券とを兼ねたものである。
  - 三、**故障付船荷證券** 船積のとき荷物に故障のあつたとき發行するものである。
- 備船契約** とは船主が船倉の全部又は一部の使用を備船者に提供して一切の貨物を運送する契約をいふ。備船契約は多量の貨物を積送し、又は多數の荷主が共同して積送する場合に於て行はれるものである。個々の運送契約に比較して安い運賃で運送することが出来る。



### 備船契約の種類

- 一、全部備船 とは船舶の全部について行はれるものである。
- 二、定期備船 とは六ヶ月、一ケ年といふやうに期間を定めて行はれるものである。
- 三、定航備路船 とは航路一定して行はれるものである。例へば甲乙兩港間の往航又は往復航のやうなものである。

船舶の賃借 は船主が船のみを貸し借主が船員を任命し、運航をさせるものである。

貨物の運賃 貨物が四十立方呎について十五ハンドレット、ウエイト以上なれば重量により其れ以下なれば容積によつて算出する。

我國の特殊貨物の慣習 例へば、粕、餅、数の子、蕤包の鮭、鱒、昆布、棒鱈などは四千貫目を百石とし、散鮭、散鱈は六千尾を百石、鱒は一萬一千尾を百石とする。又材木類は千才を百石とする。

運賃以外の諸費用 我國では海運業の慣習として貨物引渡しとき附爲替と稱して運賃以外の費用即ち船積諸雑費、陸揚諸雑費、人口賃、引取賃と云つたやうな費用を請求することがある。廻漕問屋の手に入るものである。それ故に運送契約を取結ぶとき其れ等の費用を支拂ふか否やを確定して置かなければならぬ。運賃以外の費用としてプライメージ(酒手)と稱して荷主から船長に運賃の幾分かを計算して贈る慣習がある。

之に反して海運業者間の競争の結果として荷主に運賃の一部を戻すことがある。これは積荷を自分の一手に取り且つ積荷を奨励するもので大量の荷主に對して主として行はれる。

## 保 險 業

保險 とは偶然生ずる同一の危険に遭遇する虞れのある人々の間に於て各自一定の金錢を齎出して萬一損害を受けた場合に經濟上の救済を相互に分擔する組織である。

保險の必要 人々は經濟生活上に於て常に人力を以て如何ともすることの出来ない種々の危険災厄に曝されてゐるものである。商人が營業を営む上に於ても従業者の死亡、傷害、或は家屋の火災、商品の毀損、滅失など何時如何なる損害を蒙るか豫測し難い。しかもかゝる損害の代償は、之を他から仰ぐことの出来ない性質のものである。

社會組織が幼稚で經濟上の競争が甚しくない時代はかやうな災害があつても、なほ隣保互助が行はれたが、今日の如き複雑な時代にあつては到底、かゝることは望むことが出来ないばかりか損害の程度は益々多大になり、生活は極度に不安定になつてきた。若し適當な方策が構ぜられなければ、安心して事業を經營することが出来ず、その結果、社會生活の健全なる發達は期し得られないのである。こゝに於て、かゝる不測の災厄に備へる救済の方策として保險といふ制度が生れ今日の如く發達したのである。



**保険の基礎** この組織制度の下に保険を営む者を保険業者と稱し重要な商業の一部門となつた。保険業者は複雑な方法で算出した保険料を受取り、一定の期間内に於て危険から生ずる損害を填補することを約束し、損害の生じた場合は契約によつて填補する。僅少なる保険料によつて莫大なる損害を填補される故その受ける有形無形の利益は非常に大きい。

**保険の基礎** 保険と保証とはよく混同される。保証は單にその物品又は行為の確實なることを證明するに過ぎない。故に假りに不確實なることが明らかになつても、保険の場合のやうに他から損害を填補して貰ふことが出来ないものである。

**保険についての注意** 世間では往々保険を萬一の場合の饒倖として利益をはかる投機事業のやうに考へ、又僅かの保険料を吝む餘り、大多の損害を被る例が少くない。何れも心すべきことである。

**保険の種類** は人保険と財産保険とに大別される。

**第一、人保険** 之に屬するものは次の通りである。

- 一、**生命保険** は死亡又は一定年齢に於ける生存について保険料を支拂ふものである。
- 二、**徴兵保険** は適齡に達し、入營した場合に保険金を支拂ふものである。
- 三、**疾病保険** は疾病の場合に於ける療養費及びそのために失ふ所得を填補するものである。
- 四、**傷害保険** は外部的原因のため肉體に傷害を受けた場合にその治療費及び其のために失

ふ所得を填補するものである。

**五、痾疾保険** は疾病又は傷害のため、肉體的活動の全部又は一部を失ふに至つた場合に一定の標準によつて保険金を支拂ふものである。

**六、失業保険** は解雇のため労働の機會を失つた場合に保険金の支拂を爲すものである。

**第二 財産保険** に屬するものは次の通りである。

一、**火災保険** は火災による災害を填補するものである。これには家屋の保険と動産の保険の二種ある。

二、**運送保険** は河川、湖沼、港灣、鐵道その他、陸路に於ける運送品の事故に對して行はれるものである。

三、**海上保険** は船舶及積荷について起る事故に對して行はれるものである。

四、**收穫保険** は農作物に關す災害に對して行はれるもので霜害保険、雹害保険などがある。

五、**家畜保険** は家畜の死亡による損害を填補するものである。

六、**誠實保険** は使用人の横領、拐帶、費消、詐取、窃盜などによつて雇主の受ける損害を填補するものである。

七、**信用保険** は債權者が債務不履行によつて受ける損害を填補するものである。

八、**盜難保険** は盜難にかゝつた場合の損害を填補するものである。



**郵便年金** は政府が契約者又は第三者の生存について、その者の年金を支拂ふことを約し政府は契約者から掛金を徴収するものである。郵便年金は即時終身年金と据置終身年金とがある。即時終身年金とは年金契約の効果が発生した日から、年金受取人の死亡するまで、年金の支拂を受けるものである。据置終身年金とは年金受取人が一定の年齢に達した日からその死亡に至るまで年金の支拂を受けるものである。

**健康保険** は社會保険の一種で工場や鑛山などの労働者のため、その疾病、負傷、死亡及分娩の場合にかぎり、療養費の給與又は傷害手当金、埋葬料、分娩出産手当金などを支給するものである。これは大正十五年七月から實施され強制的に加入せしめてゐる。健康保険の保険者は政府及健康保険組合である。保険者は健康保険事業の費用に充てるため保険料を徴収し被保険者及び被保険者を使用する事業主は原則として各その二分の一を負担する。又國庫は被保険者一人につき貳圓の限度で政府及健康保険組合の保険給付に要する費用の十分の一を負担する。被保険者には保険加入を強制される強制被保険者と然らざる任意被保険者とがある。被保険者が疾病に罹り又は負傷したときは保険者から診察、藥劑、治療材料の支給、處置、手術その他の治療看護を受ける。保険者が此れ等の施養を與へることが出来ないときは治療費を給するこゝどが出来ぬ。

**火災保険** は火災のために生じたる損害を填補する保険である。火災は人口稠密な都會地に

多く起り、其の損害は深酷にして其れがために商人の中には再び立つことが出来ないものがある。それ故に都會地では商人はもとより一般の人々にも極めて必要である。

火災保険の目的物は動産不動産である。動産では建物の中の商品、原料品、製造品、その他機械、器具、家財である。不動産の中には工場、倉庫、店舗住宅などである。

火災保險會社の「補する損害は火災に被保險物がかつた時だけであるが、火災の熱のため、又は煙のために被つた損害並に消防による直接の損害は保險會社が負擔する。かやうな損害がなか／＼大きいことがある。

#### 火災保險建物等級別

**特種** 耐火建物にして窓及出入口には防火戸及防火扉を備ふることを要す。

**第一級** 煉瓦造、鐵筋コンクリート、土藏又は石造にして屋根はスレート瓦、亞鉛引鐵板

その他不燃物のもの。

**第二級** 第一級と同一の構造なるも何れかの點に於て劣れるもの。

**第三級** 不燃質物を周壁とせる木骨建物。

**第四級** 前記各級に記載したる以外の構造にて屋根は一級に同じもの。

屋根葺葺は三割増にして建物の三方が四拾間以上を隔つる場所あるものは六割引とす。

而して火災の起る程度に従ひ東京は八ツ通りに分け一等地は最も廉き料率を定め漸次其の料



率が増加してゐる。又全國に對しても同様に各地域を分けその料率に差等を設けてゐる。今参考として**東京市の料率表**を次に掲げる。料率は百圓を標準として作成したものであるから、一等地三級の建物、保険金額壹千圓なれば保険料は一ヶ年金參圓である。若し保険金額五千圓なれば其の保険料は金拾五圓である。

	第一級	第二級	第三級	第四級
一 等地	〇、二〇	〇、二五	〇、三〇	〇、四〇
二 等地	〇、二五	〇、三〇	〇、四〇	〇、六〇
三 等地	〇、三〇	〇、四〇	〇、六〇	〇、八〇
四 等地	〇、三五	〇、五〇	〇、八〇	一、二〇
五 等地	〇、四五	〇、七〇	一、二五	一、八〇
六 等地	〇、六〇	一、〇〇	二、〇〇	三、〇〇

**海上保険** とは航海に關する事故によつて生ずる一切の損害を填補するものである。

海上保険の目的は次の通りである。

- 一、船舶—運賃—船舶の費用 二、積荷—豫期利益
- 三、債權—冒險貸借債權—海損債權—船員の給料報酬
- 四、責任又は義務—船舶の衝突の過失、責任—船員の過失、怠慢による損害賠償。

**海上保険填補の種類**

海上保険契約のない限り保険者は荷主又は海運業者の責任でない海上事故による損害は凡てこれを填補すべきである。

- 一、全損のみ擔保 全損の時のみ填補するものにして保険者の責任範圍狭く従つて保険料も低廉である。多く船舶保険に行はれる。
- 二、單獨海損不擔保 特擔分損不擔保ともいひ單獨海損に屬すべき損害のみ責任を免れ全損及共同海損を負擔するものである。但し坐礁沈没、火災、衝突に原因する損害はすべて填補する慣習がある。

三、單獨海損擔保 は特擔分損擔保又は分損とも云ひ、一部の損害、全損、共同海損の凡ての擔保を包括した契約である。従つて保険者の責任範圍は最も廣く保険料も高い。脆弱なる船舶荷造不完全なる貨物に對してはこの契約を結ばないことが多い。

**フランチャイズ** 商法に於て共同海損でない損害又は費用がその計算に關する費用を算入しないで保険價格の百分の二を超えないときは保険者は之を填補しない規定である、之をフランチャイズ即ち最小責任額といふ(商法六六八條)

**委付** とは保険の目的物の損害甚しく殆んど全損に等しい場合に被保険者が保険の目的物に關する一切の權利を保險者に讓渡し保険金額の全部の填補を受けることである。



運送保険 運送保険證書には普通の保険証券に掲げたる事項の外次の事項を記載することを要する。

- 一、運送の道筋及び方法
- 二、運送人の氏名又は商號
- 三、運送品の受取及び引渡の場所
- 四、運送期間の定めあるときは其期間

#### 保険の効用

- 一、萬一損害發生した場合に於ても、その填補を受けるから、人々の經濟生活を安定ならしめ事業家は安んじて事業を遂行し得られる。
- 二、保険は相互救済の組織であるため相互に危険を防止し自然にその發生を減少せしめる。
- 三、保険加入者は一定の保険料を支拂ふことによつて、事故發生の場合に保険金を受取るのであるから一種の貯蓄法といひ得る。従つて保険の發達は勤儉貯蓄の美風を涵養する。
- 四、保険料として徴收された資金は保險業者によつて銀行預金、有價證券その他の方面に投資され、生産資本として利用される。
- 五、貨物は保険に附することによつて信用を高め金融を圓滑ならしめ、人々は生命保險に加入することによつて人的信用を高め、事業上の資金關係の便を受ける。

## 倉庫業

倉庫とは貨物を保管する設備をいふ。倉庫を建設して一般公衆の依頼に應じ貨物を預り、保管料を收得することを目的とする營業を倉庫業といふ。

#### 倉庫業の効用

- 一、經費の節約 各自が倉庫を建設すれば相當の資本を固定し、その維持に費用を要するも、倉庫業者に寄託すれば、これ等の失費をさけ、僅かな保管料を支拂へば済む。
  - 二、取引の簡單と金融の便利 倉庫證券の發行によつて貨物は證券化され、その裏書によつて簡便に賣買譲渡され且つこれを擔保として金融の便利を得られる。
  - 三、市價の調節 物價下落のときには金融の便を受けて商品を持耐へ、市況の回復を待つて物價が騰貴すれば在庫品を速に販賣し世に供給する。従つて市價は自然に調節せられる。
  - 四、危険の軽減 完全なる倉庫の設備と法定の責任とを以て保管するから商品保管に伴ふ危険を軽減する。
  - 五、運搬上の便宜 倉庫業は交通機關と連絡し貨物の揚卸、出入、荷造までも行ひ、運搬上の便宜をはかる。
- 倉庫證券とは倉庫業者が寄託者の請求に従つて發行する貨物代表流通證券である。特に裏



書を禁じない限りは記名式のもので裏書譲渡することが出来る。

**倉庫證券の形式** は倉庫證券一枚から成る單券式と預證券と質入證券二枚から成る複券式とがある。我法律に於ては兩式を認め以前は複券式が一般に行はれたが、現今では單券式が一般に行はれてゐる。

一、複券式 預證券と質入證券とが連結して一つの倉庫證券を成すものである。それ故に寄託物について質権を設定しない場合に於てこれを譲渡するには兩證券を同時に裏書交附しなければならぬ。

貨物を質入するには質権設定者は質入證券の裏面の相當欄に借入金額、その利息及辯濟期日を記入し、署名の上、質権者に渡す、質権者が質権を以て第三者に對抗するには同一事項を預證券に記載して署名しなければならぬ。質入後は質入證券と預證券とは各別に譲渡せられ質権の辨濟は最後の所持人間に於て行はれる。

**質債務不履行の場合の手續** 質入證券の所持人が辨濟期に至るも支拂を受けないときは手形に關する規定に従つて支拂拒絶證書を作成し作成日から一週間を経て倉庫業者に寄託貨物の競賣を請求することが出来る。而してその代金の内から、先づ競賣費用、租税、保管料その他の費用及立替金を差引き、残額を質入證券と引換にその所持人に支拂ふ。若し不足な場合には倉庫業者はその支拂つた金額を質入證券に記入して、返附するから質入證券所持物は手

形法の償還請求の規定に従つて裏書人に對し、その不足額を請求することが出来る。又剩餘金があれば倉庫業者は預證券と引換にその所持人に支拂ふ。

二、單券式 倉庫證券によつて寄託物を賣買するには證券に譲渡の裏書をして譲受人に交付する。又これを質入するには單に質入の目的を以て銀行に交付するだけで裏書などの手續は必要でない。而して質入後譲渡するには質債務額及利息を支拂ひ、これを引取つた上で裏書をしなければならぬ。

#### 倉庫の種類

一、保税倉庫 は輸入手續未済の貨物を藏置するために特に設けられたる倉庫にして貨物が、この倉庫に藏置さるゝ間は輸入税の納付を猶豫せられる。貿易商人は貨物を保税倉庫に寄託し、税關長の許可した範圍内に於て貨物の改装、仕分けその他の手入をしながら市況及資金の都合を考慮し、輸入貨物の引取を加減する。或はその預證券を以て貨物を賣却し買主をして輸入税を支拂はしめる。若くはそのまゝ外國へ積戻すことも出来る。従つて保税倉庫所在地の港灣には寄航船舶多く、通過貿易を盛大ならしめるものである。

二、農業倉庫 は米穀及藁の品質の改良、價格の安定、金融の圓滑をはかり、農業者及其關係者の利益を増進するのが目的である。農業倉庫の經營者は産業組合、農會、農業の發達を目的とする公益法人並に市町村又は之に準ずる團體にして行政官廳の認可を要する。營利を



目的とするものでないから所得税及營業收益税を免除される。

#### 倉庫業の附隨業務

- 一、貸庫 豫め期間、貨物の種類を定め倉庫の一部又は全部を賃貸することを云ふ。貸庫期間中は使用者に鎖鑰を引渡し、貨物の入出庫などを一切委せ、倉庫業者に於ては何等の責任を負はない。従つて貸庫料は保管料に比し低率である。
  - 二、貨物賣買の周旋 保管貨物の賣買の周旋をする。
  - 三、賣捌かれたときは賣主から倉庫證券を受取つたり買却代金の取立をしたりする。又船主、荷造人などの依頼を受けて貨物の現在の所有者から運賃の取立などをする。
  - 四、金融の周旋 保管貨物について金銭の周旋をはかつてやる。
  - 五、保管替 庫入貨物を寄託者が轉送する場合には其の旨を倉庫證券に記入して倉庫業者に通知すれば直に轉送の手續をする。
  - 六、運送又は通關の代理手續 (通關とは税關の手續をいふ)
  - 七、火災保險契約の代理 倉庫業者は保險會社と特約して毎日の在保高に對して保險を附してゆくのが普通である。それ故に保管料中には保險料が含まれてゐる。
- 保管料 は従量と従價とがあるが實際に於ては従量率を基準とし従價率を參酌し其れに出入貨を加へて算出する又寄託物は一般に火災保險に附するから保管料には火災保險料をも加算する。

る。

倉庫業者は保管料、立替金その他の費用の辨濟を受けるため保管貨物につき質入證券所持人に對して優先權を有し、又これ等の債權について保管貨物に對して留置權を有する。

## 外國貿易

**税關** は國家の施設する機關にして貿易及財政々策を遂行するため、船舶の出入港、保税倉庫の出入庫及港内の行政警察など、すべて外國貿易に關係ある事項の監督及徵稅上の事務を取扱ふものである。而してその事務は大藏大臣の監督の下に税關長が、これを行ひ、その管理の下に税關長官房、總務課、検査課、會計課及監視部、港務部、植物検査課、検査所、家畜検査場などを設けてその事務を分掌する。

**關稅** 輸出税はその國の貿易を阻碍するため一般に採用されてゐない現狀である。たゞ智利の硝石、印度の阿片などのやうに其の國の特産物に對して課するもの及び支那、バルカン諸國埃及、メキシコ、アルゼンチンなどが財政上の理由から課してゐるものがある。

**稅率制定法** に二種別ある。

- 一、協定稅率 は條約によつて定められたもので日伊通商航海條約、日佛通商條約などが取結ばれてゐる。



二、**國定稅率** は自國の經濟上又は財政上の政策に適應するやうに國法によつて制定されたものである。

**關稅賦課の方法** 從量稅は貨物を鑑定する煩なく、課稅公平にして簡便なるも價格の如何を問はず一率に課稅する故、容積、重量の大なる下等品が輕少な上等品より課稅高く、又價格の高低あるに拘らず常に同一の課稅をするなどの短所がある。それ故に公平な課稅をするにはその鑑定に手數を要し種々の問題を惹起する。

我國に於ては輸入貨物の種類を詳細に分類し稅率の等級を定め、これによつて從量稅を課し特種のものに對して從價稅を課することになつてゐる。

**輸出獎勵金** は相手の國がこれが對策として相殺的に高率な關稅を課し其の効力を失ふに至るばかりでなく國交上にも惡影響を及ぼすから殆んど行はれてゐない。

**稅關取扱人** は其の業務に關しては所轄稅關長の監督を受け、又運送取扱人と同じく、自己又は使用人の過失によつて貨主に損害を被らしめた時は其の責任を負ふ。又取扱貨物につき受取るべき料金、稅金、その他の立替に對して貨物につき留置權を有するものである。

## 取引所

**取引所** とは一定の資格ある者が集つて、一定の時刻に一定の方法と條件とによつて特定の

代替性ある物件を大量に取引する組織的市場である。

現代に於ては大資本を以て大量的な生産が行はれ、従つて取引も大量に行はれるやうになつた。而して大量取引は現品を點檢せず、銘柄或は標準品によつて行はれ、且つ先物約定によつて取引が行はれることになる。又相場の變動は少くとも總額に於て莫大な損益を與へることになる。この大量取引を自由公平且つ迅速に行ふ機關として取引所が發生した。

**取引所の種類** は取引する物件によつて次の通り區別される。

一、**證券取引所** は株式の取引高が最も多いため株式取引所ともいふ。

二、**商品取引所** は一般取引名を冠して東京砂糖取引所、大阪三品(綿絲、棉花、綿布)取引所と呼ばれる。

**取引の種類**

一、**清算取引所**

イ、**長期清算取引** は契約が成立した後その履行期限の長期に渉るものである。例へば有價

證券、米、小麥、大豆、鍊肥料は三ヶ月、大豆粕は五ヶ月、蠶絲、青豌豆、鶉豆、馬鈴薯、澱粉、砂糖は六ヶ月、棉花、綿絲、綿布は十二月を越ゆることが出来ない。

ロ、**短期清算取引** は有價證券の取引に於て認められるものにして、七日以内に履行しなければならぬ。但し受渡その他の決済は賣買成立の日から一箇月以内繰延の方法によつて受



渡の延期をすることが出来る。

二、現物取引 はその受渡期限の長短に拘らず差金の授受による決済を許さないもので、必ず現物の受渡を要するものである。受渡の期限について法令に別段の規定がない。

#### 取引所の効用

一、取引所は株式その他の有價證券の賣買、集散を簡易迅速ならしめ、株式、公債、社債の募集を容易にし、以て投資上の便益を與へ、事業の創設及經營を助成せしめる。

二、取引所は大量取引を迅速且つ確實に履行し得られ、需要と供給とを圓滑に適合せしめる。

三、取引所はその秩序整然たる組織によつて投機取引の機能を十分に發揮せしめ、物價の激變を防止する。

#### 取引所に伴ふ弊害

一、投機業者は買占賣崩などの方法によつて相場を煽りこれを擾亂することがある。

二、取引員が懐合と稱し、賣注文と買注文との差額について自ら相手方になり或は差額だけを上場して手数料の着服、證據金の流用など相場の眞正を害し、依頼者に迷惑をかけることがある。

三、取引所の取引は往々にして一攫千金の奇利を博する者を生ぜしめるため、人心をして正業を等閑にし僥倖を求めんとする傾向を生ぜしめる。

## 商人の種類

**個人商人** に於ては事業經營上の損益が經營者自身に歸する故に業務に勤勉節約たらざるを得ない。又他から制肘されないから機敏、迅速にことを處理し得られ且つ業務等の秘密を保ち得る長所を有する。それ故に個人商人は事業の性質上、個人的技能を特に必要とし、經濟事情の變遷甚しい賣買業、仲介業に最も適當にしてゐる。然し個人商人はその性質上、資本、信用に一定の限度があり且つ經營者の盛衰は事業そのものに重大な關係を有する。従つて多大の資本と能力と長年月とを要する事業に適當してゐない。又責任が無限であるから危険性の多い事に着手することを避けなければならぬなどの短所がある。

**會社** とは營利を目的として二人以上の者が出資して組織する法人である。

會社は社員相互間の信用によつて設立せられる合名會社、合資會社と資本の結合を目的として設立せられる株式會社、株式合資會社とがある。

**合名會社** は會社の中で個人商人に最も近く、無限責任社員より成立する、各社員は金錢その他の財産若くは勞務又は信用を出資し、會社の債務に對しては若し會社が自己の財産を以てその債務を完済することが出来ない場合に於ては自己の出資額は勿論各社員連帶して無限の責任を負ふものである。



會社の業務は定款又は總社員の同意によつて定められた代表社員これを行ひ代表社員なきときは各社員は平等に之を執行する。

**合名會社の長所及短所** 各社員は連帶無限責任なる故に業務に精勵し、事業の成績をあげ得る長所がある。然し危険性ある新規の事には適當しない、又社員中信用の高い者があれば會社の信用も高まるが、一面に於て社員の過失、不信用は直ちに會社そのものに直接影響する短所を有する。

**合資會社** は有限責任社員と無限責任社員とから成立する會社である。有限責任社員はその會社の債務に對し自己の出資額を限度として責任を負ふものである。而して出資は金銭その他財産に限られ勞務又は信用を以て之に代ゆることを許されない。又會社を代表し業務を執行する権限もなく、たゞ會社の業務及財産の状態を検査し得るだけである。無限責任社員の出資、責任、権限などはすべて合名會社の社員と同じである。

**合資會社の長所及短所** 合資會社は經營者が全責任を以て業務を執行し他から資本の供給を受ける場合に便利な組織である。然し無限責任社員と有限責任社員との調和が難しく又無限責任社員は技能、人格を信用するものでなければ出資が出来ないから、大資本を結合することが困難である。

**株式會社** は社員全體が有限責任なる株主から成立するものである。會社の資本は株式に分

けられ、この株式金額の拂込によつて出資を行ふ。

#### 株式會社の機關

**イ、株主總會** は會社の意思決定の最高機關にして定時總會、臨時總會の二種ある。取締役、監査役の選任、解任、定款の変更、利益金配當、社債の募集、會社の合併、解散などの重要事項を決議する。

**ロ、取締役** は株主中から三人以上、三年以下の任期にて選任され、外部に對しては會社を代表し、内部に對しては定款又は株主總會の決議に従ひ業務を執行するものである。

**ハ、監査役** は株主中から一名以上、二年以下の任期で選任され取締役の業務状態を監督する常設機關である。

**株式會社の長所及短所** 株式會社は株券を發行し社員に責任を有限とし、その持株の賣買譲渡を自由にしたる故、企業危険を處れる大資本家を容易に結合し大組織の事業に適する、然し會社の業務は株主總會の決議或は重役會議によつて行ふ故、自ら經營上迅速敏活に活動することが出来ない。株式の賣買が自由なる爲め一時的株式の騰貴をはかり増配を行ひ會社將來の經營を阻害することがある。業務執行者たる取締役の責任が有限なるため業務に對する熱誠が比較的小さい憾がある。

**株式合資會社** は無限責任社員と有限責任社員たる株主から成立するものである、その業務



は無限責任社員中から選任された代表社員これを行ひ、株主中から選任された監査役がその業務の監査に當る、要するに兩會社の長所を取入れたるも實際上に於ては資本を集めること難しく其の數も他の會社より少い。

**企業同盟** 大資本を擁する大企業の發生と共に生産過剰となり相互の競争を引起し恐慌の原因を作り事業經營の不安と困難とを増加するやうになつた。これが對策として各種の企業を結合同盟する形式が發達した。

一、**トラスト** 多數の相關聯せる企業の主腦部を統一し經營上の一切の事項をトラストの機關によつて行ひ大規模の經營によつて市場を獨占し、其の利益を獲得するものである。

二、**カルテル** 同種の企業者が生産高、出荷制限、原料共同購入、商品の販路、賣値、値引率などを協定し競争を防止し利益の増進をはかると共に協定者以外の者に對する競争能力を増加せんとするものである。

三、**コンツエルン** は大資本家を中心とする組織にして金融的統一とも云ふべきものである。**組合** とは二人以上の者が金錢、勞務、信用などを提供して事業を營むものである。

一、**匿名組合** は匿名にて出資する者と營業について無限の責任を負ふ營業とが共同するものである。匿名組合員は營業年度の終りに於て營業者の財産目録及び貸借對照表の閱覽を求め業務及財産の状態を調査する權能を興へてゐる。

二、**産業組合** は小産業者の救濟機關にして組合員の産業又は家事經濟を助成發達させるために設置されるものである。

イ、**信用組合** は組合員に事業資金を貸付け手形の割引をし貯金の便宜を得させるもので幾分か小銀行の性質を帯びてゐる。

ロ、**販賣組合** は組合員の生産品を整理、統一し、有利に販賣せしめることを目的とするものである。生産品には組合の商標を貼付してゐるところある。

ハ、**購買組合** は組合員の産業又は生活に必要な物を有利に購入し或は更に加工して供給するものである。又組合員の必要なる日用品その他を共同購入をするものを消費組合ともいふ。

二、**利用組合** 組合員の産業又は生活に必要な設備をして、之を利用せしめるものである。**産業組合の機關** には理事、監事及總會がある。總會の議決權は各組合員とも平等にして出資額の如何に拘らず一人一票である。産業組合全體の金融機關として産業組合中央金庫がある。

又組合の普及、發達及聯絡をはかる中央機關として産業組合中央會がある。

## 商業の經理



**資本** は絶えず運用しなければならぬ。運用といふことは賣買業なれば商品の停滞せぬやうにし、金融業なれば遊金を少くし、倉庫業なれば空庫をなくし、海運業なれば繋船をしないやうにする。

資金の運用よろしきを得るためには仕入商品豫算と營業經費豫算とを編成し其の収入の範囲内に於いて營業の計畫を爲すことが必要である。

**商號** 商賣をする上に於て賣買上の信用を博した名稱を永く續けて使用することが非常に有利である。その名稱だけで人を引付ける力がある。然し人の氏名は其の人の死亡と共に無くなる。尤も相續人は之を襲名することが出来るが、營業を他から譲受けた人は其の人の氏名を譲り受ける譯にはゆかぬ。

**營業所の位置** は特に小賣商にとつては其の盛衰に重大なる影響を與へるものである。

營業所の位置の價値はその營業から生ずる利益の多少によつて定まるもので、従つて家賃もその利益の割合に應じて算出されるのが普通である。

**營業用機械器具** は營業の繁閑、規模の大小に應じ適當に備付くべきである。

**商業使用人** に對しては第一に人格を重んじ報酬、休養、休日、勤務時間、教育、訓練などについて特に注意すべきである。

**廣告** は販賣を助長させるのが目的であるから販賣と密接な聯絡をとることが大切である廣

告の作り方は先づ廣告の目的を明白にし、讀む人の智識、趣味を考察して文句、圖案を作る。次に新聞引札などの廣告の媒介物を適當に選擇して其の目的を達成させるやうにする。

#### 營業計畫の實施

一、**賣上高** の豫算を實際に適合させるには商品の種類が客の需要に適合させることにある。

これは其の店に來る客の階級、收入高、購買力の最高、最低などについて明細に解つてゐなければ仕入すべき商品の種類數量が不明で従つて販賣高は減じ賣殘品は増加するに至る。又賣價が客の購買力に適合してゐることである。客の生活狀態が解ればその買ひ得る値頃も大體に於て見當がつく、その値頃に從つて仕入れる。

二、**手持品** の豫算を實際に適合させるには手持品を豫算と對照し又は商品の控帳の有高と比較して誤りのないかを調べて適當な處置をとる。商品は販賣しなければ利益を生じないばかりでなく時日の経過と共に其の價値を減じ保管の費用を要する。販賣高を多くし手持品を少くして良好なる營業成績をあげるには商品の回轉度數を多くしなければならぬ、商品の回轉度數を計算するには商品そのもの、回轉を調べるのは困難であるから次の方法による。

$$\text{回轉度數} = \frac{\text{一年間の總賣上高}}{\text{一箇月間の平均手持高}}$$

三、**利益豫算** を實際に適合させるには豫定の利益に變動を來すところの物價の變動と賣殘品



とである。賣残品について始めから値下りの豫算を作つて経費として計上すれば其の損失を防止することが出来る。

四、**経費豫算** を實際に適合させるには経費豫算に従つて毎日の支出を加減することである。景氣のよい時代には豫算以上に経費を支出して願みないで、景氣が悪くなると急に緊縮して必要な経費の支出まで削除して却つて利益を減少させることがある。

### 商業助成機關

一、**商工會議所** は商工業の改善、發達に必要な事業、商工業の仲介、種々の證明並に鑑定、商工業に關する週報の發行、商工業間の係争問題の調停、争議の仲裁、商工業に關する營造物の設備などである。

二、**商業興信所** は依頼者の需めに應じ、商工業者の資産及營業狀況を調査報告し、以て本人の信用状態を明白にし不信用なる取引先に對して注意警戒を與へ商業社會の信用の發達をはかる機關である。

三、**計理士** は依頼に應じ會計に關する検査、調査、鑑定、證明、計算、整理又は立案を爲すことを業とするものである。

四、**同業組合** は組合員の向上をはかるものにして製茶、酒造、水産、産牛馬、森林、輸出入

品などを重なるものとして其の他、各種の商賣について同業組合がある。

五、**商品検査所** 横濱の生絲検査所、神戸の花筵検査所は官設である。又輸出羽二重、雜穀蠶種などの検査所の中には郡立縣立のものもある。而して重要輸出品については検査を強制し、不合格品の輸出を禁じて品質の標準化をはかつてゐる。

六、**商品陳列所** 内外の商品を蒐集陳列して其の出來榮、意匠、嗜好、市場の狀況などを調査し當業者の参考とする外、一般人に參觀せしめる。

七、**博覽會** は新しい意匠、新規な生産方法、嗜好の變遷、販路の異動などの状態を觀察せしめ一般の人々の智識を博めるのが目的である。而して各出品の精粗、優劣を競はせ、殖産興業を奨励刺激すると共に商品の宣傳を行ひ、需要を喚起し文化發達を助成するものである。

八、**商事調停裁判所** は商業社會の紛争を調停裁決する機關にして當事者の中立によつて裁判所の煩雜なる手数を省き簡易迅速に裁決するものである。

九、**公證人** は一定區域内の依頼人より民事に關する公正證書を作成することを業とするものである。公證人の作成したる公正證書の證明は裁判所の宣告と同一の効力を與へられてゐるから十分なる證據力を有すると共に裁判を経ないで直にその權利を行使し得らる。



355  
800

昭和十年十月廿五日印刷  
昭和十年十一月一日發行

商事調査會代表者

著者 田中滿三

東京市杉並區阿佐ヶ谷三ノ二五七

發行者 青木房

東京市澁橋區柏木一ノ一〇三

印刷者 青柳弘一



終

